

# 群馬県子どもの貧困対策推進計画

～すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会を目指して～

〈平成28～31年度〉



平成28年3月  
群 馬 県

## はじめに



平成24年における全国の子どもの貧困率は16.3%と、およそ6人に1人が貧困の状態にあるとされています。

「貧困」は子どもたちの意欲を削ぐばかりでなく、自己肯定感を低め、学力や進学、就職など、その将来に大きな影響を及ぼします。

子どもは社会の宝であり、本県の未来を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長を支えていくためにも、子どもの貧困対策は極めて重要です。

このたび、県では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「群馬県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

本計画では、子どもの貧困対策として「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4本の柱による支援を総合的に実施することにより、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

子どもの貧困や格差解消に向けて、社会全体で計画の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、県民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心な御審議をいただきました群馬県社会福祉審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様に、深く感謝申し上げます。

平成28年3月 群馬県知事

**大澤正明**

## 目次

第1章	計画策定	頁
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	子どもの貧困に係る現状と課題	
1	子どもを取り巻く社会の状況	2
2	子どものライフステージに見られる貧困の状況	11
	○妊娠期～幼児期	11
	○小学生・中学生	15
	○高校生	19
3	世帯類型による子どもの貧困の状況	22
	○生活保護世帯における子どもの状況	22
	○ひとり親家庭における子どもの状況	27
	○社会的養護を受けている子どもの状況	30
第3章	子どもの貧困に関する指標	32
第4章	子どもの貧困対策	
第1節	基本方針	34
第2節	施策体系	36
1	教育の支援	36
2	生活の支援	45
3	保護者に対する就労の支援	55
4	経済的支援	57
第3節	事業計画	61
	【群馬県内の各種相談機関一覧】	68
第5章	計画の推進	
1	計画の推進	70
2	計画の実施体制	70
3	調査研究・情報提供	70
参考資料		
	○子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第64号）	72
	○子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）	75
	○群馬県社会福祉審議会委員名簿	91

# 第1章 計画策定

## 1 計画策定の趣旨

「平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、平成24年の我が国の子どもの貧困率は16.3%であり、およそ6人に1人の子どもが貧困の状態にあると言われています。

豊かといわれる日本の中でも、貧困のために教育の機会に恵まれず、その結果、就職に際しても不利な状況をもたらすなど、現実として格差が生じており、国においても子どもの貧困や格差の解消に向けた施策を進めています。

平成26年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が施行され、同法第9条において、都道府県は、国が策定する子どもの貧困対策に関する大綱を勘案して都道府県における子どもの貧困対策に係る計画を定めるよう努めるものとされました。

そして、平成26年8月、国において「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

県では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「群馬県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「都道府県計画」として策定するものです。

また、第15次群馬県総合計画の子ども分野及び福祉分野における個別基本計画に位置付けられるものです。

## 3 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

## 第2章 子どもの貧困に係る現状と課題

### 1 子どもを取り巻く社会の状況

#### (1) 少子化の状況

本県における0～18歳未満の人口は、平成26年には316,825人となり、平成16年の361,110人から、44,285人減少しました。

本県の合計特殊出生率は、平成26年には1.44となり平成16年の1.35から0.09ポイント上昇しましたが、出生数は3,223人減少しており、少子化の進行が続いています。

[表 0～18歳未満の人口]

	平成16年	平成26年	増減
群馬県	361,110人	316,825人	▲44,285人 (▲12.3%)
全国	21,667,000人	19,805,000人	▲1,862,000人 (▲8.6%)

(県統計課「群馬県年齢別人口統計調査」、総務省「人口推計」)

[表 出生数及び合計特殊出生率]

	平成16年	平成26年	増減
群馬県	17,745人 1.35	14,522人 1.44	▲3,223人 0.09
全国	1,110,721人 1.29	1,003,539人 1.42	▲107,182人 0.13

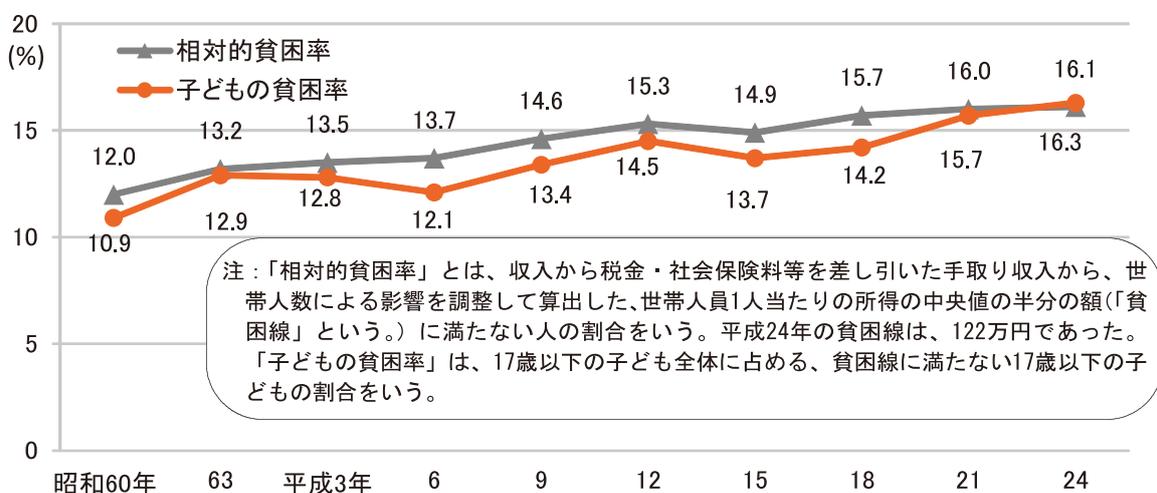
注：合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。(厚生労働省「人口動態調査」)

#### (2) 子どもの貧困率

我が国の子どもの貧困率は、平成24年に16.3%であり、およそ6人に1人の子どもが平均的な所得の半分以下で暮らしていることとなります。

また、子どもの貧困率は平成18年から年々上昇し、平成24年には相対的貧困率を上回り、子どものいる世帯に貧困が広まっていることがうかがえます。

[図 相対的貧困率と子どもの貧困率の年次推移 (全国)]



(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

### (3) 生活保護世帯、要保護及び準要保護児童生徒数の増加

本県の生活保護世帯は、平成20年に発生したいわゆるリーマンショック後の急速な経済悪化により大幅に増加しましたが、平成23年度下期からは増加率の低下が見られる状況です。世帯数は、平成26年度には11,600世帯となり、平成19年度における6,850世帯の約1.7倍となっています。

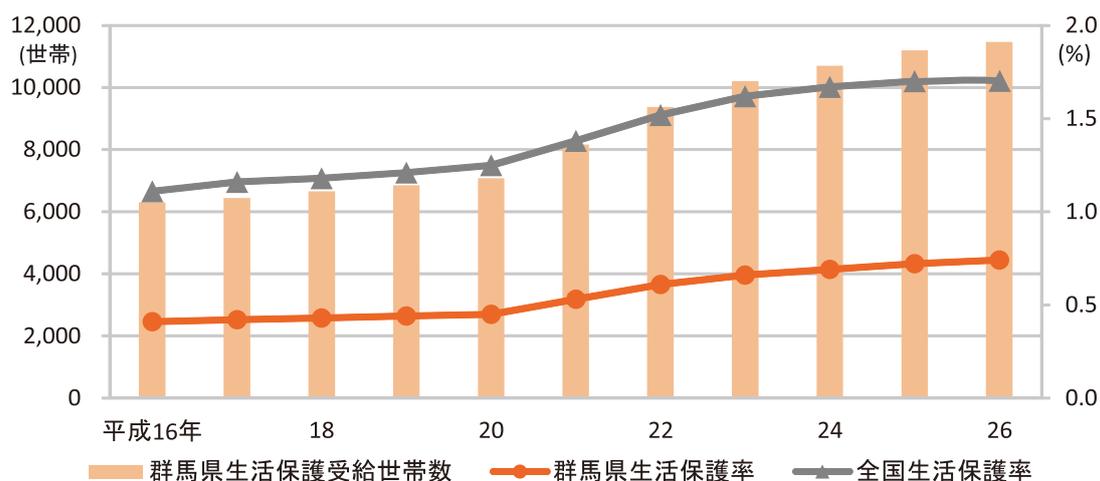
生活保護率は、平成26年度において全国では1.70%のところ、群馬県は0.74%となっており、都道府県別に見れば低い方から7番目となっています。

[表 生活保護世帯数及び保護率] 上段が生活保護世帯数、下段が生活保護率

	平成19年度	平成26年度	増減
群馬県	6,850世帯 0.44%	11,600世帯 0.74%	4,750世帯 0.30
全 国	1,105,275世帯 1.21%	1,612,340世帯 1.70%	507,065世帯 0.49

(各数値は年度平均、生活保護統計)

[図 生活保護世帯数(県)及び保護率(県、全国)の推移]



(各数値は年度平均、生活保護統計)

また、義務教育の円滑な実施に資するため、市町村では経済的理由により就学困難と認められる要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費及び学校給食費等の援助を行っています。この就学援助を受けた要保護及び準要保護児童生徒数は、平成25年度には10,906人となり、平成19年度の10,288人から618人増加しました。

就学援助率は、平成25年度において全国では15.42%のところ、群馬県は6.61%となっており、都道府県別に見れば低い方から3番目となっています。

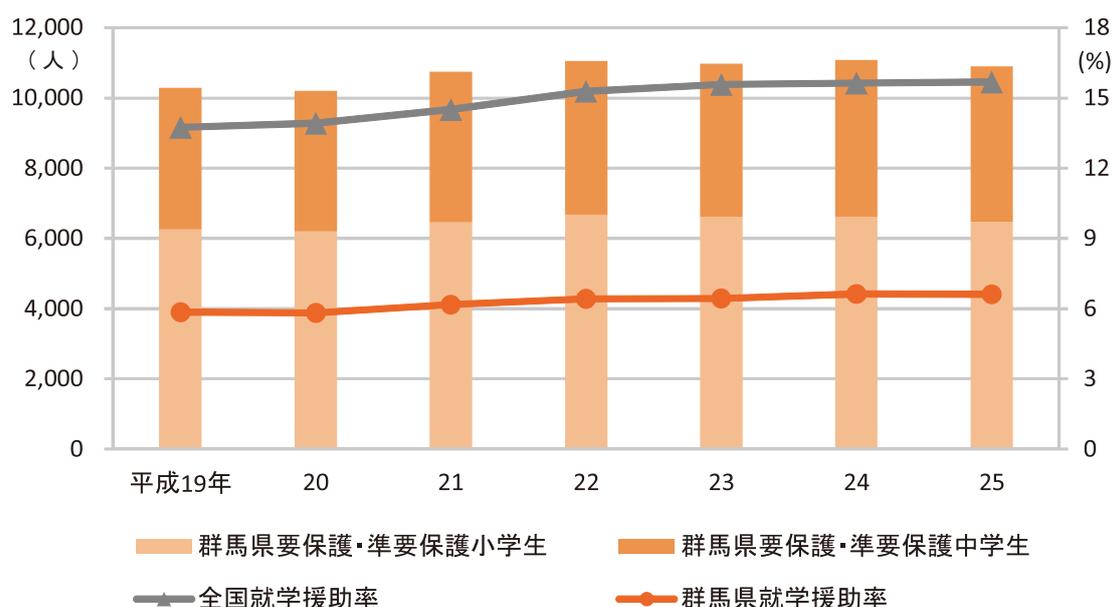
[表 要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率]

上段が要保護及び準要保護児童生徒数、下段が就学援助率

	平成19年度	平成25年度	増減
群馬県	10,288人 5.85%	10,906人 6.61%	618人 0.76
全国	1,422,482人 13.75%	1,514,515人 15.42%	92,033人 1.67

(県教育委員会調べ、文部科学省「学校基本調査」)

[図 要保護及び準要保護児童生徒数(県)、就学援助率の推移]



(県教育委員会調べ、文部科学省「学校基本調査」)

#### (4) 非正規雇用労働者の増加

本県の非正規雇用労働者の数は、平成24年には319,900人となり、平成14年における261,800人から58,100人増加しています。また、非正規雇用労働者の割合についても、平成24年に38.3%と、平成14年の32.3%から6.0ポイント増加しています。

本県における男女別の非正規雇用労働者の割合をみると、平成24年において男性21.9%のところ、女性は58.0%と男性の約2.6倍になっています。

[表 非正規雇用労働者の数、割合] 上段が非正規雇用労働者の数、下段が割合

	平成14年	平成24年	増 減
群馬県	261,800人 32.3%	319,900人 38.3%	58,100人 6.0
男性	74,200人 15.9%	99,800人 21.9%	25,600人 6.0
女性	187,700人 54.6%	220,100人 58.0%	32,400人 3.4
全 国	16,206,200人 31.9%	20,427,100人 38.2%	4,220,900人 6.3
男性	4,780,300人 16.4%	6,482,700人 22.1%	1,702,400人 5.7
女性	11,425,700人 53.0%	13,944,400人 57.5%	2,518,700人 4.5

※端数処理のため合計が合わないことがあります。

(総務省「就業構造基本調査」)

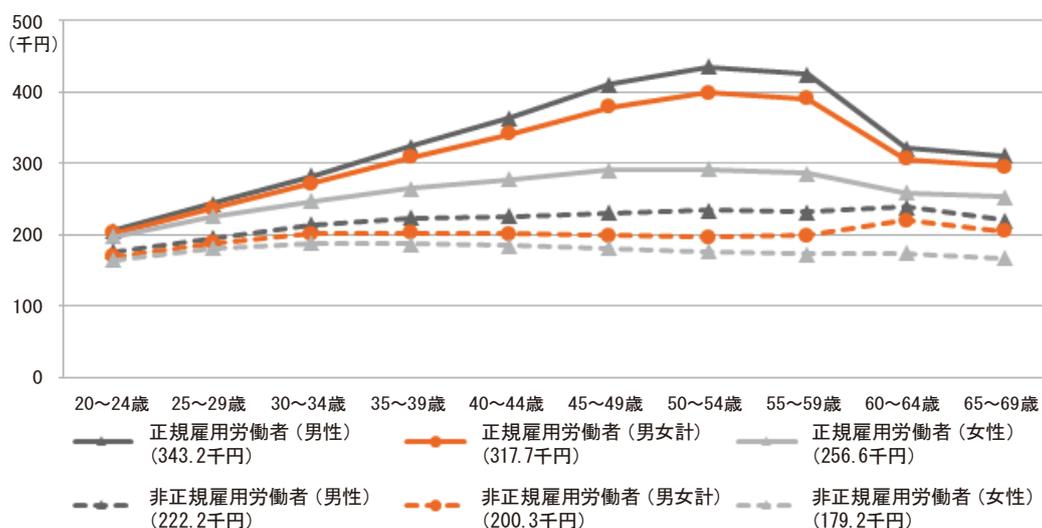
「平成26年賃金構造基本統計調査の概況（厚生労働省）」によると、平成26年6月の雇用形態別賃金※は、正規雇用労働者317,700円、非正規雇用労働者200,300円となっています。男女別にみると、男性では正規労働者343,200円、非正規雇用労働者222,200円、女性では、正規雇用労働者256,600円、非正規雇用労働者179,200円となっています。

年齢階級別にみると、正規雇用労働者は年齢階級が高くなると賃金が上昇し、50歳代にピークを迎えますが、非正規雇用労働者は男女いずれも年齢階級が高くなっても賃金の上昇があまり見られません。

男女別の正規雇用労働者の賃金に対する非正規雇用労働者の賃金の割合は、男性で65%程度、女性で70%程度となっています。

※ここでいう賃金は、平成26年6月の平均所定内給与額である。所定内給与額は、労働契約等により支給された現金給与額から超過労働給与額を差し引いた額で所得税等を控除する前の額をいう。

[図 雇用形態、性、年齢階級別賃金（全国 平成26年6月）]



平成26年6月分の賃金の状況（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成）

### (5) ひとり親家庭の増加

本県の母子世帯数は、平成23年には23,356世帯であり、平成18年の20,118世帯から3,238世帯、16.1%の増加となっています。

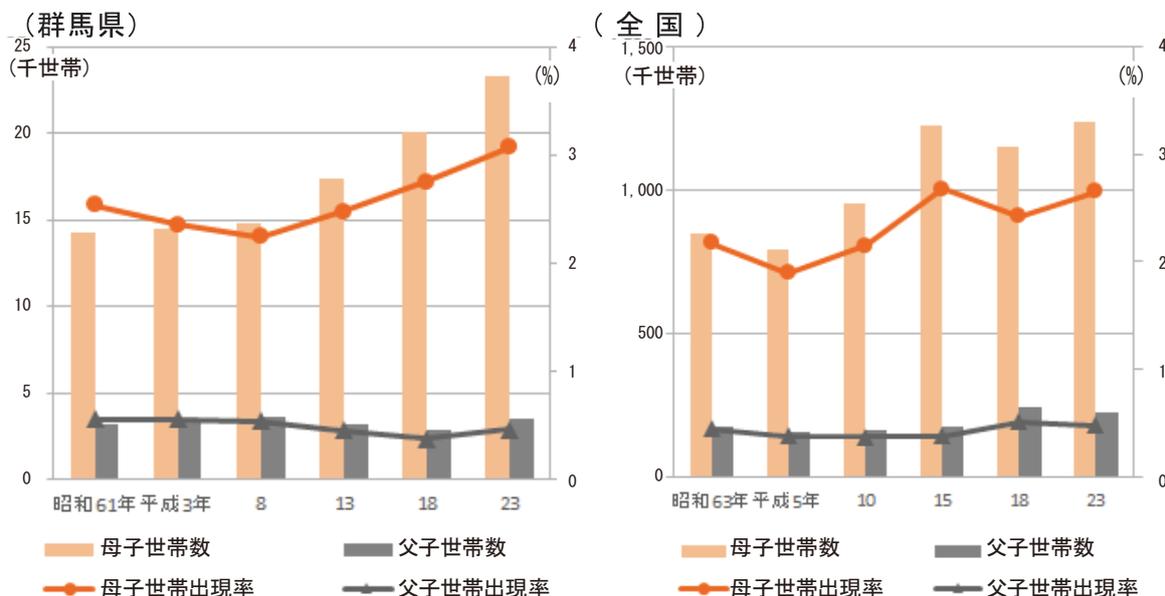
また、父子世帯数は、平成23年には3,459世帯であり、平成18年の2,811世帯から648世帯、23.1%の増加となっています。

[表 ひとり親家庭数]

		平成18年	平成23年	増減
群馬県	母子	20,118世帯	23,356世帯	3,238世帯 (16.1%)
	父子	2,811世帯	3,459世帯	648世帯 (23.1%)
全国	母子	1,151,000世帯	1,238,000世帯	87,000世帯 (7.6%)
	父子	241,000世帯	223,000世帯	▲18,000世帯 (▲7.5%)

(県児童福祉課「母子世帯等実態調査」、厚生労働省「全国母子世帯等調査」)

[図 母子世帯及び父子世帯数の推移]



(県児童福祉課「母子世帯等実態調査」、厚生労働省「全国母子世帯等調査」)

離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、生活の安定と自立促進及び児童の福祉増進を図ることを目的として支給する児童扶養手当の受給者数は、平成25年度末には15,950人であり、平成15年度末の12,298人から3,652人、29.7%の増加となっています。

[表 児童扶養手当受給者数]

	平成15年度	平成25年度	増減
群馬県	12,298人	15,950人	3,652人 (29.7%)
全国	871,161人	1,073,790人	202,629人 (23.3%)

(厚生労働省「福祉行政報告例」)

(6) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置状況

児童生徒の問題行動等の背景には、学業不振、非行、発達障害、経済的困窮、虐待、保護者の精神疾患等、様々な要因が考えられ、教育の視点だけでは解決方法を見いだすことができない状況にあります。このため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや心の専門家であるスクールカウンセラーのもつ専門性と外部性の利点を生かし、学校現場の生徒指導の機能を高めていくことが必要とされています。

県内には、平成27年度においてスクールソーシャルワーカーが9人配置されており、学校と福祉の橋渡し役として相談業務に従事しています。また、スクールカウンセラーについては、公立小学校は平成25年度から、公立中学校は平成19年度から、県立高等学校は平成24年度から全校に配置され、児童生徒や保護者からの相談に対応しています。

[表 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置]

	スクールソーシャルワーカー	スクールカウンセラー	備 考
群馬県	平成27年度 9人 (前橋市1、高崎市3、県5)	平成27年度 159人 公立のすべての小中学校、 県立高等学校、県立中等教育 学校に配置(100%)	スクールカウンセラー全校配置 公立小学校 平成25年度から 公立中学校 平成19年度から 県立高等学校等 平成24年度から
全 国	平成26年度 1,186人	平成26年度 7,302人 小学校 11,633校(56.6%) 中学校 8,412校(86.7%)	

(県教育委員会調べ、文部科学省調べ)

(7) その他(児童虐待、DV、ニート、居住実態が把握できない児童及び無戸籍の学  
齢児童生徒)

ア 児童虐待

平成26年度に本県の児童相談所が受理した児童虐待相談件数は958件で、平成16年度の433件の2倍以上となり、過去最多となっています。

[表 児童虐待相談件数]

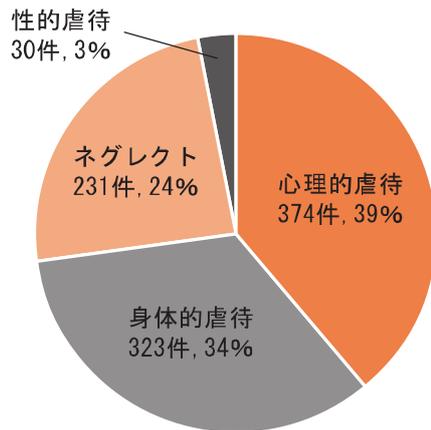
	平成16年度	平成26年度	増 減
群馬県 (受理件数)	433件	958件	525件 (121.2%)
全 国 (対応件数)	33,408件	88,931件 (H27.10.8速報値)	55,523件 (166.2%)

※県:受理件数(年度内に受付した相談件数) 全国:対応件数(年度内に対応した相談件数)  
(平成16年度:厚生労働省「福祉行政報告例」、平成26年度 県:県児童福祉課調べ 全国:厚生労働省調べ)

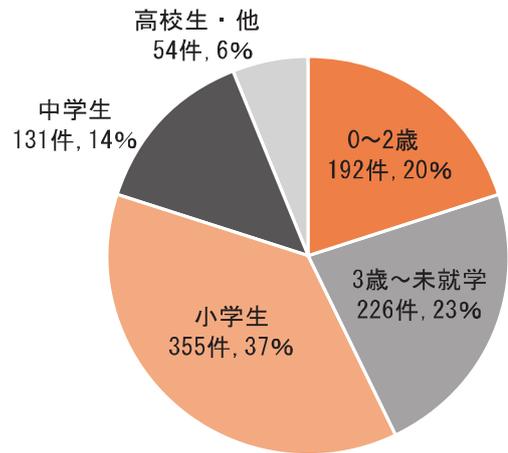
相談内訳をみると、心理的虐待が39%、身体的虐待が34%、ネグレクトが24%、性的虐待が3%となっています。被害者は小学生が37%、3歳から未就学が23%、0歳から2歳が20%で、8割が小学生以下となっています。虐待者は、実母が57%で、実父をあわせた実親が8割を占めています。

[図 児童虐待相談件数（県 平成26年度）]

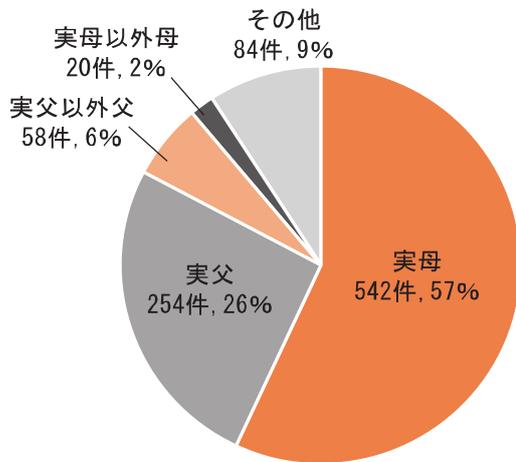
(虐待種別)



(被虐待者年齢別)



(主な虐待者)



(県児童福祉課調べ)

## イ DV

DV相談件数は、DV防止法の改正等に伴い、全国的に平成16年度以降大幅に増加しました。

県女性相談センターをはじめとする県内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は近年減少傾向にありますが、警察におけるDV相談件数は大幅に増加していることから、全体的な件数は増加しています。

[表 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数]

	平成16年度	平成26年度	増 減
群馬県	1,965件	1,863件	▲102件 (▲5.2%)
全国※	49,329件	102,963件	53,634件 (108.7%)

※全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数であり、DV以外の相談を含む。

(県人権男女・多文化共生課調べ、内閣府 [配偶者からの暴力に関するデータ])

[表 警察におけるDV相談件数]

	平成16年	平成26年	増 減
群馬県	298件	1,070件	772件 (259.1%)
全 国	14,410件	59,072件	44,662件 (309.9%)

(県人権男女・多文化共生課調べ、内閣府 [配偶者からの暴力に関するデータ])

## ウ ニート

本県におけるニートの数は、平成24年就業構造基本調査（総務省）によると8,700人と推計され、平成14年に比べ200人増加しています。全国的には減少しているものの、若者の人口が減少する中、その割合は増加しています。

今後は、地域若者サポートステーションなどの支援機関において、より一層の広報や利用しやすい環境の整備のための取組が必要とされています。

[表 ニート (※) 数、割合] 上段がニートの数、下段が割合

	平成14年	平成24年	増 減
群馬県	8,500人 1.6%	8,700人 2.2%	200人 0.6
全 国	694,000人 2.0%	617,300人 2.3%	▲76,700人 0.3

※ここでいうニートは、15～34歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち、就業を希望していない者及び求職活動をしていない者をいう。

(総務省「就業構造基本調査」)

## エ 居住実態が把握できない児童及び無戸籍の学齢児童生徒

### (ア) 居住実態を把握できない児童

自治体が居住実態を確認できない児童のいる世帯については、海外に転出していることや、住民票の転出届を提出せずに他自治体に転出し、転出先でも転入届を提出していない場合が考えられ、DVや借金等の問題を抱えていることが想定されます。また、児童虐待のリスクも考えられることから、各自治体が連携して把握に努めているところです。

国の調査では、平成26年5月1日時点で居住実態が把握できない児童（全国2,908人、本県9人）について、各自治体が調査した結果、平成26年10月20日時点において、本県では全員の居住実態が把握できましたが、全国で141人が把握できない状況であることがわかりました。

### (イ) 無戸籍の学齢児童生徒

女性が元夫との離婚後300日以内に出産した子について、別に血縁上の父がいること等を理由として出生の届出をしないなどの経緯により戸籍に記載のない者については、身元を証明することができないために社会生活上、様々な不利益を被ることがあるほか、各種の行政サービスを受ける上で困難が生じています。

戸籍や住民票の有無にかかわらず、学齢児童生徒の保護者には義務教育諸学校に子を就学させる義務がありますが、無戸籍の学齢児童生徒の中には、保護者が就学できないと誤解している場合や、DV等の問題により就学が困難になっている場合が考えられます。

平成27年3月時点で国が把握した無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果によると、全国で142人の無戸籍の学齢児童生徒が確認され、うち1人は就学をしていない状況が明らかになりました。

また、無戸籍の学齢児童生徒は、要保護・準要保護児童生徒として認定されているケースもありますが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの支援を受けていない場合が多く、家庭の養育力に課題のあるケースも報告されています。教育現場と福祉等の関係機関との連携を密にして必要な支援に確実につなげていくことが重要です。

## 2 子どものライフステージに見られる貧困の状況

「1 子どもを取り巻く社会の状況」のとおり、近年、子どもを取り巻く社会の状況は大きく変化し、リーマンショック後の急速な経済悪化や、非正規雇用労働者の増加、ひとり親家庭の増加等の要因が重なり合う中で、世帯収入が減少し、子どもの貧困が深刻化している状況があります。

また、児童虐待やいじめ、不登校などの問題の背景に、貧困が要因としてあることが推察されます。

ここでは、子どものライフステージ別に見られる貧困の状況について、現状と課題を整理します。

### ○妊娠期～幼児期

#### (1) 支援が必要な妊産婦

市町村では、妊娠届出時に保健師等による面接を行い、チェックシートによるアセスメントの実施など、支援が必要な妊産婦を把握し、個別支援につなぐ体制の整備に努めていますが、妊娠届出時のみでは十分に拾いきれない場合があります。

また、妊娠中に妊婦健康診査を受けないまま、飛び込み出産に至るケースや、産後の妊娠届出等も散見されています。

県では平成26年度より、医療機関や市町村等が連携を図りながら、心身の不調や家庭環境の問題等を抱える妊産婦を早期発見し継続的な支援へとつなげる「県妊産婦支援事業」により、体制整備に取り組んでいるところです。主に医療機関において支援が必要な妊産婦を把握した場合に市町村に通知するもので、平成26年5月から平成27年3月末までの連絡票の活用実績を見ると、203件のうち、約4分の1の49件（延べ件数）は、経済的問題を抱えていたことが分かりました。ほかに育児不安55件、未受診妊婦36件、生活能力が低い34件、支援者不在33件等が報告されており、これらの問題を抱えたまま出産、育児をすることによって、貧困や心身の不調、児童虐待等のリスクが高まることが懸念されます。

また、実績の約半数については、市町村が初めて支援の必要性を認識した妊産婦であり、全体の把握が困難であることが推測されます。

今後はさらに、支援が必要な妊産婦をもれなく早期に把握し、妊娠期から継続した支援や産後、早期に支援・介入することが求められています。

## (2) 子育てに関する不安や孤立

産後うつは、子育ての不安や孤立感が引き金となって1割程度の発症リスクがあるとされています。育児ストレスの軽減が有効であり、早期からの支援・介入が必要です。また、出産時の入院期間の短縮化、核家族化、子どもとの関わりの経験不足等により、出産後早期に支援を必要とする母子も存在します。さらには、「望まない妊娠」などの場合、妊娠・出産が女性に与える精神的・身体的影響は、子どもの健康や養育に大きく影響します。

全国の虐待死事例（心中を除く）の全体人数に対する0歳児の割合が高く、近年は4割を超えて推移しており、乳幼児健診未受診等の虐待リスクが高い家庭への対応不足が指摘されています。

子育てに関する不安や孤立の解消を図り、児童虐待の発生を予防していくため、児童相談所及び市町村は、医療機関や要保護児童対策地域協議会※の活用など地域の関係機関と連携しながら、支援の必要な世帯を早期に把握し、支援を開始することが求められています。

※虐待や非行等の問題を抱える要保護児童について早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し適切な連携の下で対応することを目的として、県及び市町村が設置。

[表 0歳児の心中以外の虐待死事例の死亡人数の推移（全国）]

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	総数
人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	22	16	256
割合	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	37.4%	58.2%	44.0%	40.8%	45.1%	43.1%	44.5%	44.0%

※第1次報告平成15年7月1日から同年12月末日を対象期間とする第1次報告から、平成25年4月1日から平成26年3月31日を対象期間とする第11次報告までの推移

※割合：各報告における心中以外の虐待死事例に占める0歳児の割合

※第1次報告は、対象期間が平成15年7月1日から同年12月末日(半年間)、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで(1年3か月間)と、対象期間(月間)が他の報告(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)と異なる。

(厚生労働省「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について」)

## (3) 社会的養護のあり方

社会的養護とは、保護者のない児童や家庭において、適切な養育を受けることができない児童を児童養護施設や里親等のもとで養育し保護することであり、「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念として取り組んでいます。

社会的養護が必要な子どもに対し、社会全体で「あたりまえの生活」を保障することが重要であり、子どもを可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係のもとで育てることができるよう、里親やファミリーホームの優先利用、また施設であってもより小規模な単位で生活できるよう整備することが必要です。

また、里親委託を推進するため、里親登録数の増加及び里親のサポート体制の整備が求められています。

[表 県内の里親数、委託児童数、児童養護施設入所等児童数の推移（各年度4月1日現在）]

	里親委託			児童養護施設 (8か所)	乳児院 (3か所)	ファミリーホーム (5か所)
	登録里親	委託里親	委託児童	入所児童	入所児童	委託児童
平成25年度	127人	41人	44人	360人	38人	20人
平成26年度	106人	42人	45人	341人	41人	22人
平成27年度	117人	42人	46人	340人	33人	23人

(県児童福祉課調べ)

#### (4) 乳幼児のいる世帯の就労収入

「平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、平成24年の全世帯の1世帯あたり平均所得金額が537.2万円であるのに対し、児童のいる世帯は673.2万円であり、児童のいる世帯の平均所得金額は全世帯における平均を上回っています。しかし、児童のいる世帯の41.5%、母子世帯の95.9%が、全世帯の平均所得金額（537.2万円）以下の所得金額となっており、児童のいる世帯、特に母子世帯の置かれている状況は大変厳しいといえます。

さらに、「平成23年度全国母子世帯等調査（厚生労働省）」によると、母子世帯の平均年間収入は291万円ですが、そのうち、末子が小学校入学前の世帯は266万円、小学生の世帯は284万円、中学生の世帯は278万円、高校生の世帯は349万円であり、就学前から中学生までの子どものいる母子世帯に対する収入増や負担軽減につながる支援が求められています。

[表 1世帯あたり平均所得金額の年次推移（全国）]

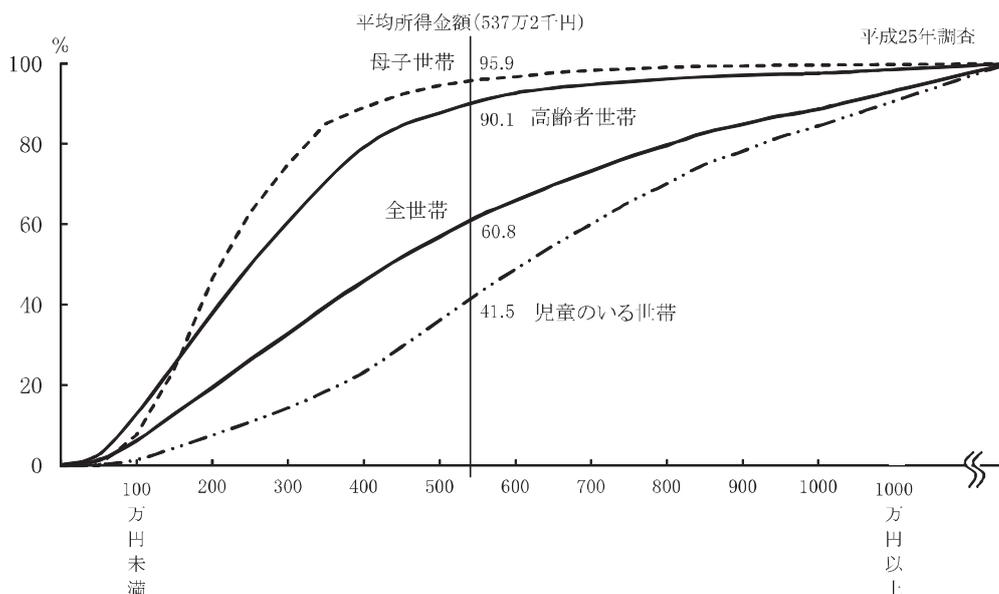
	平成 15年	16	17	18	19	20	21	22	23	24
全世帯（万円）	579.7	580.4	563.8	566.8	556.2	547.5	549.6	538.0	548.2	537.2
対前年増加率(%)	▲ 1.6	0.1	▲ 2.9	0.5	▲ 1.9	▲ 1.6	0.4	▲ 2.1	1.9	▲ 2.0
高齢者世帯（万円）	290.9	296.1	301.9	306.3	298.9	297.0	307.9	307.2	303.6	309.1
対前年増加率(%)	▲ 4.5	1.8	2.0	1.5	▲ 2.4	▲ 0.6	3.7	▲ 0.2	▲ 1.2	1.8
児童のいる世帯(万円)	702.6	714.9	718.0	701.2	691.4	688.5	697.3	658.1	697.0	673.2
対前年増加率(%)	▲ 0.0	1.8	0.4	▲ 2.3	▲ 1.4	▲ 0.4	1.3	▲ 5.6	5.9	▲ 3.4

注：1 平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2 平成23年の数値は、福島県を除いたものである。

(厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」)

[図 世帯数の所得金額別累積度数分布 (全国 平成24年)]



(厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」)

[図 末子の状況別母子世帯の年間収入 (全国 平成22年)]

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入(世帯の収入)
総数	1,418 (100.0)	153 ( 10.8)	374 ( 26.4)	382 ( 26.9)	218 ( 15.4)	291 ( 20.5)	291万円
小学校入学前	288 (100.0)	49 ( 17.0)	81 ( 28.1)	71 ( 24.7)	29 ( 10.1)	58 ( 20.1)	266万円
小学生	472 (100.0)	43 (  9.1)	125 ( 26.5)	133 ( 28.2)	85 ( 18.0)	86 ( 18.2)	284万円
中学生	285 (100.0)	28 (  9.8)	70 ( 24.6)	94 ( 33.0)	39 ( 13.7)	54 ( 18.9)	278万円
高校生	262 (100.0)	21 (  8.0)	68 ( 26.0)	57 ( 21.8)	47 ( 17.9)	69 ( 26.3)	349万円

注：不詳を除いた値である。

(厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」)

### (5) 就学前の教育・保育施設の状況

少子化が進行する中、幼稚園の入園希望者が減少する一方で、共働き世帯の増加により保育所の入所希望者は増加傾向にあり、待機児童の解消が課題となっています。県内の保育所待機児童は、平成26年以降の4月1日時点調査では発生していませんが、年度途中の入所需要に対応する必要があります。

希望するすべての子どもが必要な教育・保育サービスを受けられるよう、保育所、幼稚園に加え、認定こども園等の幼児期の教育・保育の量的拡大及び質の向上が求められています。

## ○小学生・中学生

### (1) 要保護及び準要保護児童生徒への就学援助

「1 子どもを取り巻く社会の状況」のとおり、本県の就学援助率は平成25年度において6.61%であり、全国15.42%に比べて低い状況にあります。※

また、近年の就学援助率の推移を見ると、平成21年度からゆるやかな増加が続いていましたが、平成25年度は減少に転じています。

市町村や学校を通して就学援助制度に関する周知を図っていますが、支援を必要とする児童生徒の保護者が、もれなく支援を受けることができるよう、今後も引き続き周知を徹底していく必要があります。

※P. 4 [図 要保護及び準要保護児童生徒数(県)、就学援助率の推移] 参照

### (2) 学業不振

「平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)」の結果を分析した調査研究によると、社会経済的背景(世帯収入や親の学歴)と子どもの学力との間に強い相関があり、社会経済的背景が低い世帯の子どもの学力は、相対的に低い傾向があることが報告されています。※

一方で同調査研究によると、学習時間が多い児童生徒は学力が高い傾向があり、学習時間は不利な環境を克服する手段の一つと考えられるとされています。

収入が低い世帯の子どもの低学力に対し、学習時間が確保されるよう、学習支援を行うことが有効であると考えられます。

※お茶の水女子大学「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」

### (3) 学校外教育費

「平成24年度子どもの学習費調査(文部科学省)」によると、家庭学習に使用する図書や学習塾費等の「補助学習費」は、世帯の年間収入の増加に比例する傾向があることが報告されています。

県内の福祉事務所で生活保護業務にあたるケースワーカーに対して、平成27年に実施したアンケート調査によると、生活保護世帯の保護者からの子どもの学業についての相談のうち「子どもを塾に通わせたいが経済的に通わせられない」という割合が25%ありました。※1

また、平成26年に実施した児童扶養手当を受給するひとり親家庭の保護者に対するアンケート調査でも「子どもを塾に通わせたいが通っていない割合」が26.9%という結果が報告されました。※2

このような状況から、収入が低い世帯の子どもに対する経済的負担のない学習支援が求められています。

※1 P. 25 「イ 学業」参照

※2 P. 29 [図 児童扶養手当受給者の子どもの通塾の状況] 参照

#### (4) 食習慣の乱れ

前述の「平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）」の結果を分析した調査研究によると、毎日又は概ね毎日子どもに朝食を食べさせている世帯は、小学校6年生では97.6%、中学校3年生では95.1%であり、朝食欠食の子どもの学力は相対的に低くなっていることが報告されています。

なお、社会経済的背景が低い世帯においては、毎日又は概ね毎日子どもに朝食を食べさせている世帯は、小学校6年生では94.8%であり、全体に比べ2.8ポイント下回っています。※

世帯収入が低い世帯の子どもが、栄養のバランスのとれたしっかりとした食事を取れるよう、保護者を含めた食習慣の改善が必要です。

※お茶の水女子大学「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」

#### (5) いじめ、不登校、非行等

いじめや不登校、非行等の問題の背景には、学業不振、発達障害、虐待、保護者の精神疾患等、様々な要因が考えられますが、経済的困窮も要因の一つとして考えられます。

##### ア いじめの状況

「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、本県の小中学校における平成26年度いじめ認知件数は、小学校1,361件、中学校614件で、平成25年度と比べ、いずれも増加傾向にあります。高等学校及び特別支援学校を含めた1,000人あたりのいじめ認知件数は10.1件で、全国の13.7件に比べ低い状況にあります。冷やかしのからかい、軽い暴力、仲間はずれ等の軽微ないじめが多く報告されており、こうした軽微ないじめがエスカレートして深刻ないじめに繋がることから、早期発見・早期解決が重要となっています。

[表 いじめの認知件数]

	平成26年度	1,000人あたり※
群馬県小学校	1,361件	10.1件
群馬県中学校	614件	
全国小学校	122,721件	13.7件
全国中学校	52,969件	

※1,000人あたり件数は、高等学校及び特別支援学校を含めた数値  
(文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

また、いじめ発見のきっかけとしては、「いじめの実態把握のためのアンケート調査」が40.7%と一番大きなきっかけとなっており、次いで「本人の訴え」22.2%、「保護者の訴え」15.7%となっています。

## イ 不登校の状況

「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、本県の小中学校における不登校児童生徒数は、ほぼ横ばいで推移しています。平成26年度の不登校児童生徒数は、小学校349人、中学校1,445人でした。1,000人あたりの不登校児童生徒数は10.8人で、全国の12.1人に比べ低い状況にあります。

小学校から情緒不安等、不登校の兆候が見られることや不登校がひきこもりのきっかけになることも多いことから、スクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制を充実する必要があります。

[表 不登校児童生徒数]

	平成16年度	1,000人あたり	平成26年度	1,000人あたり
群馬県小学校	321人	10.7人	349人	10.8人
群馬県中学校	1,608人		1,445人	
全国小学校	23,318人	11.4人	25,866人	12.1人
全国中学校	100,040人		97,039人	

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

不登校状態となったきっかけとして考えられる状況は、全国の調査結果を見ると、「不安など情緒的混乱」29.8%、「無気力」25.9%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」14.5%等があげられています。

## ウ 非行等の状況

本県の非行少年等の検挙・補導状況は、平成26年には犯罪少年（罪を犯した14歳以上20歳未満の少年）が645人、触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年）が143人、ぐ犯少年（将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年）が18人、不良行為少年（飲酒、喫煙、その他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年）が12,820人であり、ぐ犯少年以外は10年前と比べ半数以下に減少しています。

[表 県の非行少年等]

	平成16年	平成26年	増減
犯罪少年 (14歳以上20歳未満)	1,853人	645人	▲1,208人 (▲65.2%)
触法少年 (14歳未満)	350人	143人	▲207人 (▲59.1%)
ぐ犯少年	12人	18人	6人 (50%)
不良行為少年	30,948人	12,820人	▲18,128人 (▲58.6%)

(群馬県警察調べ)

県教育委員会が行っている問題行動調査によると、公立小中学校の近年の傾向としては、小学校の問題行動では、万引が最も多く、初発型非行の未然防止・早期対応の徹底をしていく必要があります。また、対教師暴力など、小学生による暴力行為が増加傾向にあることが懸念されています。

中学校では、喫煙、夜遊びが大幅に減少していますが、スマートフォンの利用などにより問題行動が広域化し、実態も多様化・複雑化している状況があります。

家庭の養育力の低下や学業不振等が子どもを非行に向かわせる大きな要因となっていることから、家庭への支援と連携を強化しながら対応していく必要があります。

## エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援

いじめや不登校、非行等の問題の背景としては、経済的困窮をはじめ様々な要因が考えられ、教育の視点だけでは解決方法が見いだせない状況があります。

公立小中学校においては、スクールカウンセラーを全校配置し、心理面のサポート体制の充実を図っておりますが、家庭環境等に起因する問題が多く報告されています。

スクールソーシャルワーカーのさらなる有効活用や、生活困窮者自立相談支援機関、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携が求められています。

[表 県スクールカウンセラー 平成26年度実績]

	小学校	中学校
児童生徒への面接	5,528回 (1校あたり17.3回)	8,891回 (1校あたり53.2回)
保護者からの相談	5,510回 (1校あたり17.2回)	4,529回 (1校あたり27.1回)

(県教育委員会調べ)

[表 県スクールソーシャルワーカー※ 平成26年度実績(中核市を含まない)]

	小学校	中学校
対応学校数	12校	15校
支援対象児童生徒数	15人	15人
研修・講演活動	7回	

※県が配置する5人の実績(前橋市、高崎市配置分を含まない)。

(県教育委員会調べ)

## ○高校生

### (1) 就学の支援

#### ア 就学支援制度について

高等学校等については、すべての就学の意志がある生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図るため、平成26年度入学生から就学支援金制度の改正及び奨学のための給付金が創設されました。

「就学支援金制度」は、市町村民税所得割額304,200円未満の世帯の生徒に対して授業料の負担を軽減する制度です。高所得世帯を除き、公立高等学校は実質負担額が0円になり、私立高等学校等は収入に応じて支援金が加算されます。平成26年度は公立高等学校で約86%、私立全日制高等学校で約83%の生徒が受給しました。

「奨学のための給付金制度」は、市町村民税所得割非課税世帯等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するために県が給付金を給付する制度で、平成26年度は公立高等学校及び私立全日制高等学校ともに約13%の生徒が受給しました。

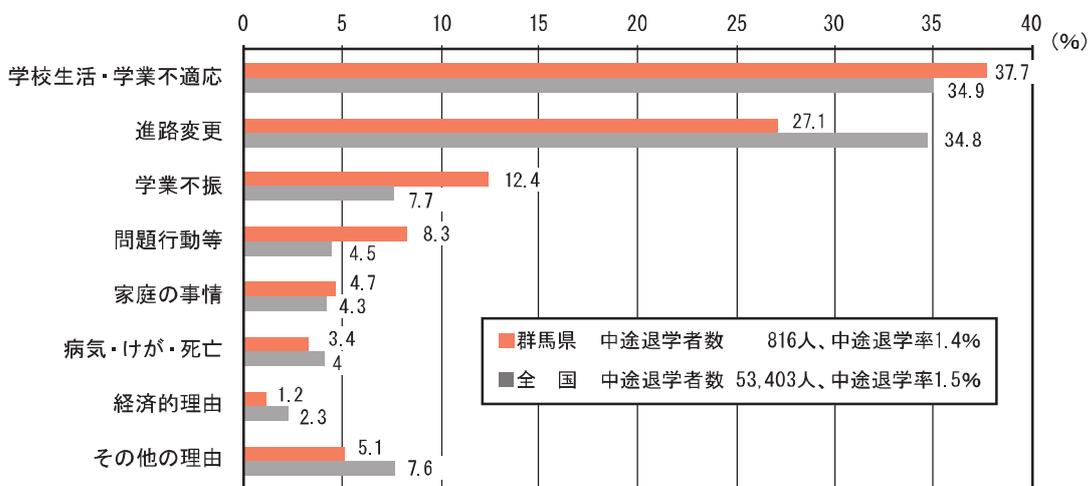
いずれの制度も申請に対する給付となっており、保護者や学校関係者が制度を正しく理解し、対象者がもれなく申請できるよう、制度内容や手続きの周知徹底を図る必要があります。

#### イ 中途退学者の状況

本県の高等学校における平成26年度の中途退学者数は816人、中途退学率は1.4%であり、その理由は、学校生活・学業不適合が37.7%、進路変更が27.1%、学業不振が12.4%となっており、経済的理由は1.2%でした。

学校生活・学業不適合、学業不振などによる中途退学を未然に防止するための取組の強化が必要とされています。

[表 高等学校中途退学者及び中途退学理由 (平成26年度)]



(文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

また、本県の高等学校における生活保護世帯に属する子どもの平成26年度の中途退学者は12人（在学者数253人）、中途退学率は4.7%であり、全体の中途退学率の3倍以上となっています。その理由は、「欠席等が多く進級できそうになかった」、「人間関係がうまくいかなかった」などがあげられています。

生活保護世帯の中途退学率が相対的に高いことから、生活面等を含めた世帯全体への支援が求められています。さらに、中途退学した者については、就労・就学等に関する切れ目のない支援が必要です。

## （2）修学旅行への不参加

群馬県内にある県立高等学校及び県立中等教育学校全64校のうち、平成26年度は61校（3校は全日制・定時制ともに実施）が修学旅行を実施し、11,661人（全日制11,610人、定時制51人）が参加しました。

不参加は、全体の0.7%である77人（全日制68人、定時制9人）となっており、主な理由は不登校・疾病等が多く、経済的理由による者は12人（全日制10人、定時制2人）となっています。

経済的理由等により参加できない生徒がいなくなるよう、関係機関による支援や費用の設定など、学校の実態に応じた対応が必要となっています。

## （3）いじめ、不登校、非行等

### ア いじめの状況

「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、本県の高等学校における平成26年度のいじめ認知件数は283件で小中学校及び特別支援学校を含めた1,000人あたりのいじめ認知件数は10.1件であり、全国の13.7件に比べ低い状況にあります。

公立高等学校では、すべての学校において、きめ細かな生徒観察や学期ごとのアンケート調査・個別面談等を通じた、いじめの早期発見に努めています。

また、メールやインターネット上のサイトに係る生徒間のトラブルやいわゆる「ネット上のいじめ」等への対応として、生徒による不適切な投稿の監視や各校への情報提供・支援を行っています。

[表 いじめの認知件数（高等学校）]

	平成26年度	1,000人あたり※
群馬県	283件	10.1件
全 国	11,404件	13.7件

※1,000人あたり件数は、小中学校及び特別支援学校を含めた数値  
（文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

## イ 不登校の状況

前述の「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、本県の高等学校における不登校生徒数は、ほぼ横ばいで推移しています。平成26年度の不登校生徒数は889人でした。1,000人あたりの不登校生徒数は16.4人であり、全国の15.9人をわずかに上回っています。

[表 不登校生徒数（高等学校）]

	平成16年度	1,000人あたり	平成26年度	1,000人あたり
群馬県	850人	14.3人	889人	16.4人
全 国	67,500人	18.2人	53,154人	15.9人

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

不登校状態となったきっかけとして考えられる状況は、全国の調査結果を見ると、「無気力」30.8%、「不安など情緒的混乱」18.0%、「あそび・非行」10.4%等があげられています。

## ウ 非行等の状況

本県の非行少年等の検挙・補導件数は、10年前と比べ概ね半数以下に減少しています。

※P.17 [表 県の非行少年等] 参照

## エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援

児童生徒の問題行動等の背景としては、経済的困窮をはじめ様々な要因が考えられ、教育の視点だけでは解決方法が見いだせない状況があります。

公立小中学校に加え、県立高等学校においても平成24年度からスクールカウンセラーを全校配置し、心理面のサポート体制の充実を図っておりますが、家庭環境等に起因する問題が多く報告されています。

生活困窮者自立相談支援機関や要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携が求められていることから、高等学校においてもスクールソーシャルワーカーの配置を検討する必要があります。

[表 県スクールカウンセラー 平成26年度実績]

	高等学校等
生徒への面接	3,258回 (1校あたり50.9回)
保護者からの相談	886回 (1校あたり13.8回)

(県教育委員会調べ)

### 3 世帯類型による子どもの貧困の状況

「2 子どものライフステージに見られる貧困の状況」では、子どもの成長段階における貧困に関わるデータから課題を整理しました。

ここでは、貧困であったり、また貧困に近い状態になりやすいと考えられる世帯類型として、生活保護世帯、ひとり親家庭、社会的養護を受ける子どもについて、それぞれの現状と課題を整理します。

#### ○生活保護世帯における子どもの状況

##### (1) 子どもの数の推移

本県の生活保護世帯の増加については「1 子どもを取り巻く社会の状況 (3) 生活保護世帯、準要保護児童生徒数の増加」のとおりで、生活保護を受けている19歳以下の子どもは、平成26年度において1,435人で全受給者14,464人の9.9%となっており、リーマンショック前の平成19年度の904人と比較すると、約1.6倍に増加しています。

[表 本県における生活保護を受けている子どもの数の推移]

	0～19歳 (人)	全受給者 (人)	0～19歳 (構成比)
平成19年度	904	8,688	10.4%
平成20年度	868	8,745	9.9%
平成21年度	986	9,816	10.0%
平成22年度	1,288	11,665	11.0%
平成23年度	1,416	12,984	10.9%
平成24年度	1,386	13,419	10.3%
平成25年度	1,394	13,953	10.0%
平成26年度	1,435	14,464	9.9%

(県生活保護統計)

平成18年度の調査結果によると生活保護世帯で育った子どもが、成人して再び生活保護を受ける割合は約25%とされています。生活保護世帯で育った子どもの4人に1人は再び生活保護を受けていることになり、さらに母子家庭については約40.6%、2.5人に1人が生活保護を再受給しているという状況があります。※

※道中隆「生活保護と日本型Working poor—生活保護の稼働世帯における就労インセンティブディバイド」

##### (2) 高等学校中途退学率

本県の生活保護世帯の子どもの高等学校中途退学率は4.7%であり、全体の中途退学率1.4%の3倍以上となっています。年度ごとに数値にばらつきがありますが、中途退学率が高い傾向にあるといえます。※

また、生活保護世帯へのアンケートにおいては、中途退学者の約8割がひとり親家庭、半数以上の保護者の最終学歴が中学校卒となっています。

※P.19「イ 中途退学者の状況」参照

[表 高等学校中途退学率（平成26年度）]

	高等学校中途退学率（%）	
	生活保護世帯	全世帯
群馬県	4.7	1.4
全 国	—	1.5

（生活保護世帯：県健康福祉課調べ）

（全世帯：文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

高等学校中途退学を含む最終学歴が中学校卒である者の貧困リスクが高いことが指摘されており、高等学校卒業を目指すという観点での支援が求められています。

生活保護世帯は、子どもの学習塾や習い事などの補完的な学習等について経済的な負担が困難であることが多く、経済的な負担のない学習支援が望まれています。

さらに、学習支援とあわせて心理的なサポート体制の整備も重要であり、民間団体等の多様な社会資源を活用した支援を検討する必要があります。

高等学校等中途退学者については、学び直しの道を閉ざさないよう、学校等教育現場、行政、民間団体等との連携が必要です。

### （3）進学率等

本県の生活保護世帯の子どもの進学率については、高等学校中途退学率と同じく対象者が少なく、また、年度ごとに数値にばらつきがありますが、直近の調査数値（平成26年4月現在）をみると、高等学校等進学率は、生活保護世帯の子どもの全世帯と比較し、12.1ポイント低く、さらに全国の生活保護世帯の子どもよりも4.7ポイント低い状況です。また、大学等進学率は、本県の生活保護世帯の子どもは全世帯と比較し36.3ポイント低く、さらに全国の生活保護世帯の子どもよりも3.0ポイント低い状況です。

中学卒業後の就職率については、県の生活保護世帯の子どもは全世帯と比較し7.3ポイント高く、さらに全国の生活保護世帯の子どもよりも5.7ポイント高い状況です。また、高等学校等卒業後の就職率は、本県の生活保護世帯の子どもは全世帯と比較し、34.8ポイント高く、さらに全国よりも9.9ポイント高い状況です。

[表 生活保護世帯に属する子どもの進学率等]

区 分	進学率（%）						就職率（%）					
	高等学校等進学			大学等進学			中学卒業			高等学校等卒業		
	生保世帯	全世帯	比較	生保世帯	全世帯	比較	生保世帯	全世帯	比較	生保世帯	全世帯	比較
群馬県	86.4	98.5	▲12.1	15.5	51.8	▲36.3	7.7	0.4	7.3	53.5	18.7	34.8
全 国	91.1	98.4	▲7.3	18.5	53.8	▲35.3	2.0	0.4	1.6	43.6	17.5	26.1
県・全国比	▲4.7			▲3.0			5.7			9.9		

※大学等には専修学校を含まない。

※生活保護世帯の「高等学校等」は、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等とする。

（厚生労働省社会援護局保護課調べ（H26.4現在）、平成26年度ぐんまの学校統計）

生活保護世帯の子どもは、教育の機会均等が確保されていない傾向にあり、質の高い教育が受けられる環境が整っていないと推測されます。

進学率の上昇は、将来の所得の増大につながる可能性を高めることから、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも重要であり、教育の機会均等を確保する必要があります。

前述のとおり、生活保護世帯は、子どもの学習塾や習い事などの補完的な学習等について経済的な負担が困難であることが多く、経済的な負担のない学習支援が望まれています。

また、子どもの家庭環境を整えるためにも、あわせて保護者に対する生活支援が必要です。

#### (4) 子どもの実態

本県の福祉事務所において生活保護業務に携わる職員が認識した生活保護世帯における子どもの実態について、平成27年にアンケート調査を実施しました。

ここでは、アンケート結果から見える子どもの実態について、整理しました。

##### ○「生活保護受給世帯に属する子どもの実態に関する調査」概要

実施時期：平成27年7月

調査対象：県内の生活保護業務を実施する17か所の福祉事務所

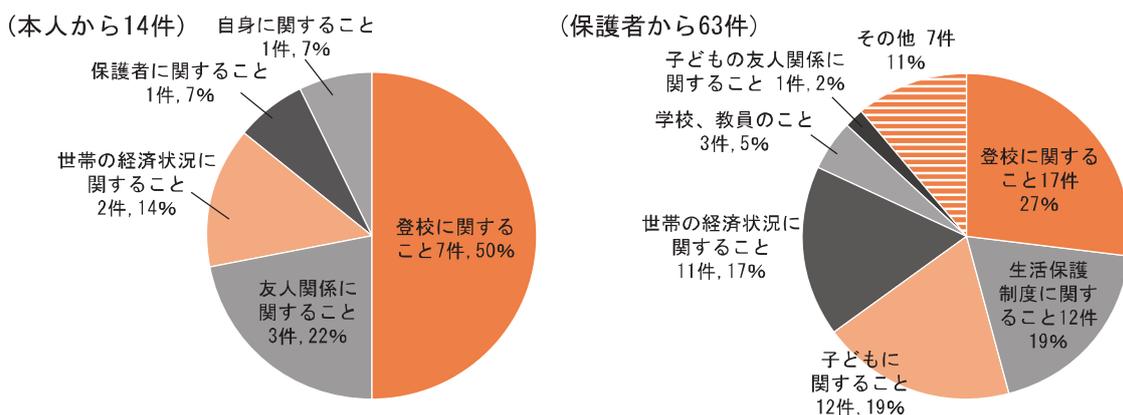
調査内容：各事務所の担当職員が業務を行ってきた中で、生活保護受給世帯の子ども本人又は保護者等から受けた子どもの学校生活、学業、日常生活についての相談内容と、日頃の業務の中で、生活保護受給世帯の子どもについて課題と感じていること、子どもの貧困の問題について感じることを調査したもの。

#### ア 学校生活

担当職員が、生活保護世帯の子ども本人から受けた相談のうち、学校生活についての相談は、学校に行きたくない等の登校に関することが7件、友人ができない等の友人に関することが3件、教材代を払えない等の世帯の経済状況に関することが2件となっています。

また、保護者から受けた子どもの学校生活についての相談は、学校に行かない、行かせたくないなどの登校に関することが17件、学校にかかる経費の給付等の生活保護制度に関することが12件、生活保護世帯であることでいじめられている等の子どもに関することが12件となっています。

[図 学校生活についての相談（本人から、保護者から）]



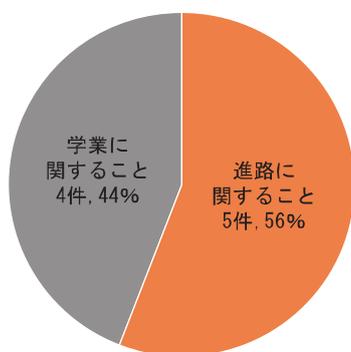
## イ 学業

担当職員が、生活保護世帯の子ども本人から受けた相談のうち、学業についての相談は、大学進学資金や就職等の進路に関するものが5件、学力が低いので就職したい等の学業に関するものが4件となっています。

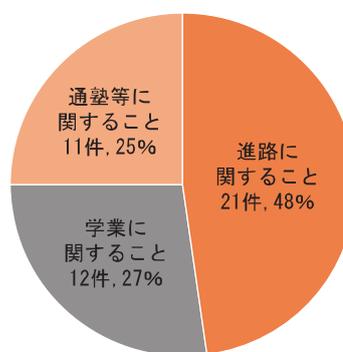
また、保護者から受けた子どもの学業についての相談は、高等学校に進学して欲しい、進学させてやりたい気持ちもあるが早く働いて家計を助けて欲しい等の進路に関するものが21件、学習意欲がない、学力が低い等の学業に関するものが12件、金銭的負担が大きく塾に通わせられない等の通塾に関するものが11件となっています。

[図 学業についての相談内容 (本人から、保護者から)]

(本人から9件)



(保護者から44件)



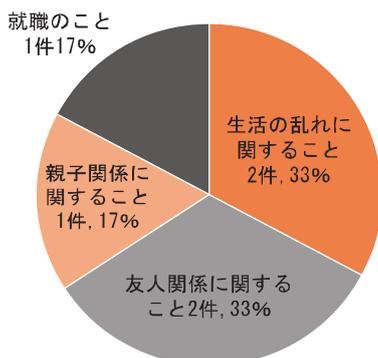
## ウ 日常生活

担当職員が、生活保護世帯の子ども本人から受けた相談のうち、日常生活についての相談は、親が家の掃除をしない等の生活の乱れに関するものが2件、生活に余裕がなく友達付き合いができない等の友人に関するものが2件となっています。

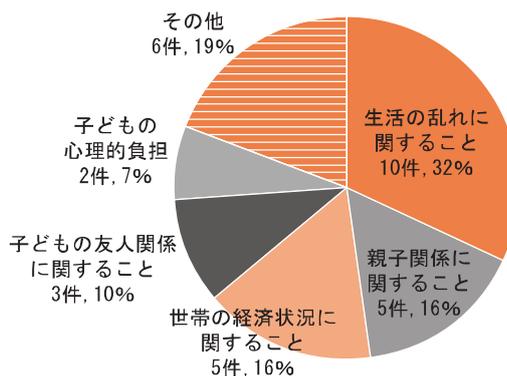
また、保護者から受けた子どもの日常生活に関する相談は、ゲームやスマートフォンばかりしている、昼夜逆転等の生活の乱れに関するものが10件、子どもの反抗等の親子関係に関するものが5件、子どもの食費がかかる等の世帯の経済状況に関するものが5件となっています。

[図 日常生活についての相談内容 (本人から、保護者から)]

(本人から6件)



(保護者から31件)

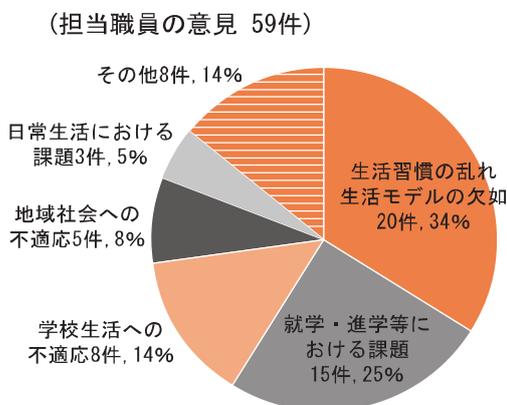


## エ 生活保護世帯の子どもの課題

担当職員が、生活保護世帯の子どもについて課題と感じていることは、保護者の生活習慣が乱れていることが多く子どもも同様である、保護者が生活モデルとまらない等の「生活習慣の乱れや生活モデルの欠如」に関することが20件となっています。

また、学業に対し意欲がなく成績が悪い子どもが多い、一般家庭と塾や教材で差が大きい等の「就学・進学等における課題」が15件、自己評価が低い子どもが多い、着衣や所持品で劣等感を抱くことのないよう配慮が必要、子どもが学校を休みがち等の「学校生活への不適応」が8件、「地域社会への不適応」が5件、自動車を保有できず生活範囲が狭い等の「日常生活に関する課題」が3件となっています。

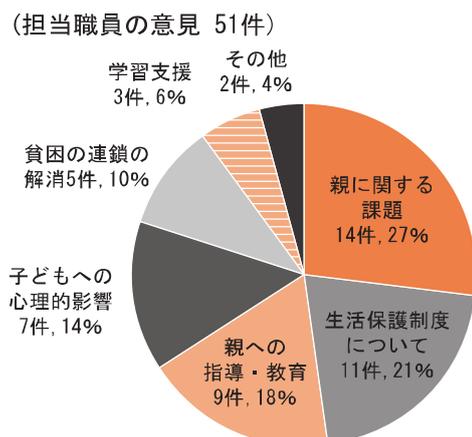
[図 生活保護世帯の子どもの課題]



## オ 子どもの貧困について感じること

担当職員が、子どもの貧困の問題について感じることや課題については、保護者の生活や考え方等が子どもに大きく影響する等の「親に関する課題」が14件、家庭環境改善に向けた指導や、親に子どもの進路等について関心を持ってもらう等の「親への指導・教育」が9件、生活保護世帯であることによる「子どもへの心理的影響」を心配する声等が7件、子どもの進路選択の際の支援の必要性等「貧困の連鎖の解消」が5件、無料学習支援の必要性や成果について等が3件となっています。

[図 子どもの貧困について感じること、課題]



## ○ひとり親家庭における子どもの状況

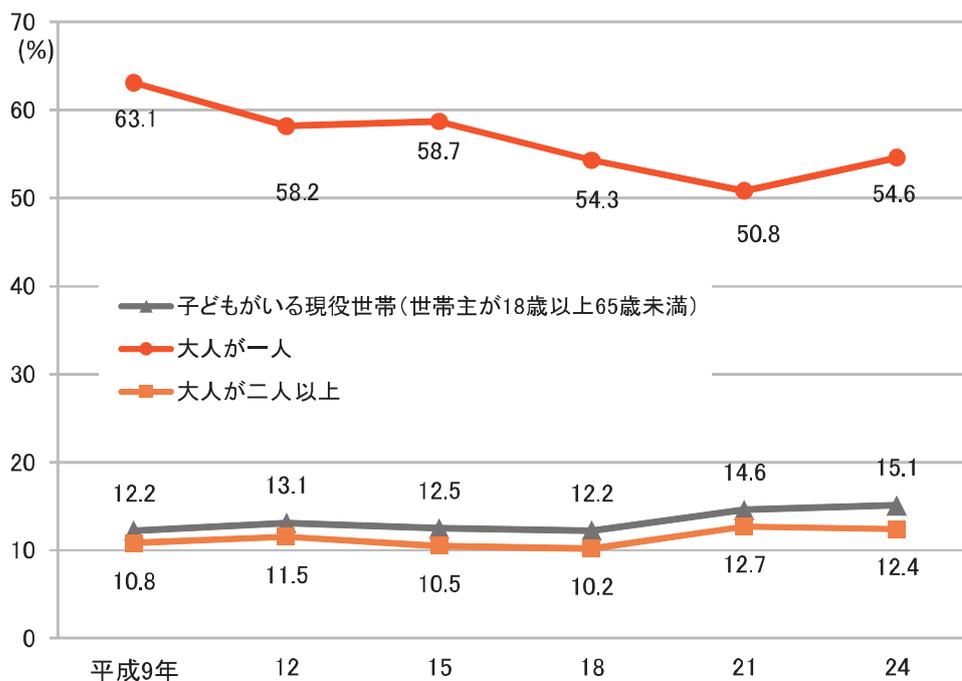
### (1) 貧困率

「平成25年国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困」の状況は、子どもが育った環境によって大きく左右されていることがわかります。

子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親家庭等の大人が一人で子どもを育てている世帯の貧困率は54.6%であり、大人が二人以上の12.4%と比較し、大きく上回っています。

子どもの貧困対策においては、ひとり親家庭への対策が重要であり、ひとり親家庭の子どもの健全育成のために、家庭が抱える様々な問題に対応するための総合的な支援が求められています。

[図 子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の年次推移 (全国)]



(厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」)

## (2) 世帯の就労状況、世帯収入等

「平成23年度群馬県母子世帯等実態調査」によると、ひとり親家庭の親の有業率は母子世帯91.2%、父子世帯90.6%と高い割合を示していますが、そのうち、常用雇用の割合は、母子世帯48.7%、父子世帯63.5%に留まっています。

また、「平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、母子世帯の平均総所得は243.4万円であり、児童のいる世帯673.2万円の約3分の1となっています。

[表 世帯類型別平均総所得]

世帯の種類	全世帯	児童のいる世帯	母子世帯
一世帯あたりの平均総所得	537.2万円	673.2万円	243.4万円

(厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」)

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担っていますが、仕事と子育ての両立が難しく、不安定な雇用形態を選ばざるを得ないという状況にある家庭も少なくありません。

また、「平成23年度全国母子世帯等実態調査（厚生労働省）」によると、ひとり親家庭の親の約13.8%は、最終学歴が中学校卒となっています。より良い条件で就職や転職を行うには、高等学校を卒業した者と同等程度の就労条件が必要と考えられています。

就業率を上げるだけでは、ひとり親家庭の貧困の根本的な解決にはなりません。雇用体系や性別による賃金格差、子育て環境等を改善する総合的支援策が必要です。

その上で当面は、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、それぞれの家庭が抱える困難な状況に対応した相談支援体制等の強化が急務となっています。

## (3) 進学率等

子どもが自分の将来に希望を持ち、進路を積極的に選択しているかどうか、世帯の状況により差が出ていることが考えられます。

「平成23年度全国母子世帯等調査（厚生労働省）」によると、平成22年度のひとり親家庭の子どもの高等学校進学率は93.9%、大学等進学率は23.9%であり、文部科学省による「平成22年度学校基本調査」での全世帯を対象とした進学率と比較すると低い状況となっています。特に、大学等進学率では大きな差が現れています。

[表 進学率等（全国の状況）]

	高等学校進学率	大学等進学率※1
ひとり親家庭※2	93.9%	23.9%
全世帯※3	98.0%	54.3%

※1 大学等とは、大学及び短期大学

※2 平成23年度全国母子世帯等調査（特別集計）

※3 学校基本調査（年次推移）平成22年の数値

また、生活保護世帯へのアンケートでは、中途退学者の約8割がひとり親家庭であるなど、ひとり親家庭の子どもの高等学校中途退学率が高い傾向が見られます。※

ひとり親家庭の子どもたちが、置かれている環境に左右されず、心身ともに健やかに成長し、自分の目指す将来をはじめからあきらめることのないよう支援をする必要があります。

※P.22「(2) 高等学校中途退学率」参照

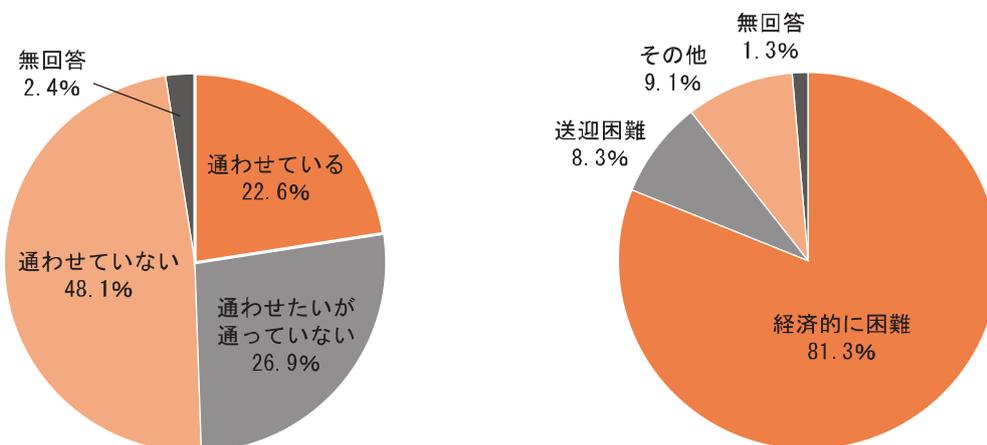
#### (4) 通塾の状況

平成26年度に県が実施した「群馬県ひとり親家庭ニーズ把握活動事業調査」によると、子どもを塾に通わせたいが通っていない割合が26.9%であり、通塾できない理由については、「経済的に困難」が81.3%を占めました。

[図 児童扶養手当受給者の子どもの通塾の状況 (平成26年8月)]

(通塾の状況)

(通わせたいが通っていない理由)



(県児童福祉課「平成26年度群馬県ひとり親家庭ニーズ把握活動事業調査」)

平成24年度に文部科学省で実施された「子供の学習費調査」によると、学習塾費に支出した年間平均額は中学校及び高等学校（公立）で24万円と、母子世帯の平均総所得243.4万円においては決して小さくない負担額となっています。

ひとり親家庭の子どもへの支援については、意欲のある子どもたちが、家庭の状況に左右されず、十分な学習の機会が与えられ、学習や進学についての意欲を維持できるよう、また、学習支援等の機会を通じて、子どもたちが社会とのつながりを持ち、心の支えとなる大人との関わりが持てるような支援が求められています。

## ○社会的養護を受けている子どもの状況

### (1) 社会的養護の動向

「1 子どもを取り巻く社会の状況(1) 少子化の状況」のとおり、本県においては0～18歳未満の人口減少が続いており、少子化が進んでいます。

しかし、本県の児童相談所で受け付けた養護相談(虐待、保護者の不在ほか、家庭での養育困難な子どもに関する相談)件数は平成16年から平成26年にかけて1.7倍、児童虐待相談件数は2.2倍となっています。

乳児院、児童養護施設の入所児童数は400人程度で横ばいの状況で、社会的養護の必要性は依然として高い状況にあります。

また、社会的養護においては、里親やファミリーホームへの委託を優先し、施設養護においても、なるべく家庭に近い環境で子どもを養育する必要があります。

[表 児童相談所の養護相談件数及び乳児院、児童養護施設の在籍児童数]

	児童相談所の養護相談件数(件)		うち児童虐待相談件数(件)		乳児院、児童養護施設の在籍児童数(人)	
	平成16年度	平成26年度	平成16年度	平成26年度	平成16年度	平成26年度
群馬県	5,985	10,308	433	958	407	382
全国	351,838	420,128	33,408	88,931	32,770	31,205

(県児童福祉課調べ)

### (2) 学習支援体制

社会的養護を受けている中学生に対しては、児童保護措置費により学習塾に通塾するための費用を支給できることとなっており、平成27年度からは、高校生が通塾するための費用も支給対象となりました。

また、発達障害がある等、対人関係の構築が困難で集団学習になじめない個別の学習支援(家庭教師等)が必要な児童への学習支援に要する費用についても、平成27年度から支給できることとなりました。

その他、社会的養護を受けている子どもが小中学校、高等学校等に進学した場合は、入学に際して必要な学用品費等の購入のための費用も支給しています。

### (3) 進学率等

県内児童養護施設に入所している子どもたちの高等学校等進学率は、平成26年度については100%となっています。

また、県内児童養護施設に入所している子どもたちの高等学校卒業後の大学等進学率は2.9%、就職率は88.6%となっており、専修学校への進学を含めると、すべての子どもが進学又は就職していますが、大学等進学率は全世帯と比べ17倍以上の大きな差があり、全国の11.4%と比べても8.5ポイント低くなっています。

高等学校卒業後の進学率の向上のための支援として、学習支援や住居、経済的な支援等が求められています。

[表 児童養護施設における進学・就職状況（平成26年度）]

	高等学校等 進学率	大学等進学率	中学卒業後 就職率	高等学校卒業後 就職率
群馬県	100% (98.5%)	2.9% (51.8%)	0% (0.4%)	88.6% (18.7%)
全 国	97.2% (98.4%)	11.4% (53.8%)	1.3% (0.4%)	70.9% (17.5%)

※下段は全世帯データ

※大学等には専修学校を含まない。

(文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「児童養護施設等の現況調査(平成26年5月1日現在)」)

### (4) 児童養護施設等退所後の支援体制

#### ア アフターケア事業

児童養護施設等は、原則、高等学校卒業とともに退所することとなっており、児童等は施設等退所後、様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自ら生活基盤を築いていかなければなりません。

児童養護施設等退所後、いつでも気兼ねなく相談ができ、各機関と連携して適切に指導・助言のできるアフターケア体制の整備が必要となっています。

#### イ 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

児童養護施設等退所後も、自立した生活ができない児童や、様々な理由により家庭で生活できない児童等の支援の場として、自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）があります。本県においては、平成28年3月に1か所増設され、現在2か所設置されています。

自立援助ホームでは、義務教育終了後から20歳までの児童等が共同生活を営むとともに、指導員等による生活指導や就業支援、相談活動により、社会的自立を目指します。

### 第3章 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困に係る課題の解消を図るため、目安となる指標を次のように設定し、その改善に向けて子どもの貧困対策に取り組みます。

【目標値を設定する指標】

No.	指 標	県の現状	目標値 (平成31年度)	目標値の考え方	(参考) 全国数値
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	88.3% (H27.4.1)	92.4%	文部科学省「平成27年度学校基本調査」による本県の全体の高等学校等進学率(98.6%)を10年後(H37)に実現することを目標とする。	91.1% (H26.4.1)
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率	4.7% (H26年度)	3.4%	文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による本県の全体の高等学校等中途退学率(1.4%)を10年後(H36)に実現することを目標とする。	4.9% (H25年度)
3	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (H26.5.1)	100%	平成26年5月1日の現況調査において、進学率100%を達成している。今後も100%の継続を旨とする。	97.2% (H26.5.1)
4	小・中学校におけるキャリア教育全体計画の作成状況	83.9% (H26年度)	100%	県内のすべての公立小・中学校がキャリア教育の全体計画を作成し、キャリア教育に組織的に取り組むことを目指す。	—
5	生活困窮世帯等への学習支援実施自治体数	4市 (H27年度)	35市町村	必要とされるすべての市町村において実施することを目指す。	—

【目標値を設定しない指標】

No.	指 標	現 状	(参考) 全国数値	備 考
1	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	8.8% (H27.4.1)	18.5% (H26.4.1)	大学等とは、大学・短期大学（通信教育部含む）で、専修学校は含まない。
2	児童養護施設の子どもの大学等進学率	2.9% (H26.5.1)	11.4% (H26.5.1)	
3	ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園)	77.3% (H23.11.1)	72.3% (H23.11.1)	平成23年度群馬県母子世帯等実態調査（県独自調査） 平成23年度全国母子世帯等調査（厚生労働省）
4	スクールソーシャルワーカーの配置人数 (公立小中学校)	9人 (H27年度) 児童生徒1,000人 あたり0.06人	1,186人 (H26年度) 児童生徒1,000人 あたり0.12人	
5	スクールカウンセラーの配置率（公立小中学校、県立高等学校）	100% (H27年度)	小学校 49.2% (H25年度) 中学校 85.9% (H25年度)	公立小中学校、県立高等学校における100%配置を維持する。
6	就学援助率 (要保護・準要保護児童生徒)	6.6% (H25年度)	15.4% (H25年度)	支援が必要なすべての児童生徒に支援する。
7	就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	40.0% (H26年度)	67.5% (H26年度)	県内の全市町村において、様々な方法で周知を行っている。
8	就学援助制度に関する周知状況 ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	45.7% (H26年度)	66.6% (H26年度)	

【参考指標（県数値が把握できないもの）】

No.	参考指標	全国数値	備 考
1	ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率	93.9% (H23.11.1)	平成23年度全国母子世帯等調査
2	ひとり親家庭の子どもの大学等進学率	23.9% (H23.11.1)	平成23年度全国母子世帯等調査 (大学等とは、大学・短期大学（通信教育部含む）で、専修学校は含まない。)
3	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子）	予約採用段階 61.6% (H26年度)	予約採用：進学前に在籍する高等学校等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、進学後の奨学金を予約する制度。
4	ひとり親家庭の親の雇用形態 (母子家庭)	正規雇用者39.4% 非正規雇用者52.1% (H23.11.1)	平成23年度全国母子世帯等調査
5	ひとり親家庭の親の雇用形態 (父子家庭)	正規雇用者67.2% 非正規雇用者10.0% (H23.11.1)	平成23年度全国母子世帯等調査
6	子どもの貧困率	16.3% (H24年)	平成25年国民生活基礎調査
7	子どもがいる現役世帯のうち一人が一人の貧困率	54.6% (H24年)	平成25年国民生活基礎調査

## 第4章 子どもの貧困対策

### 第1節 基本方針

#### (1) 貧困の世代間連鎖の解消

収入の低い世帯の子どものすべてが、将来、低所得者となるわけではありません。世帯の収入が多く十分な教育を受けている子どもであっても、将来、様々な理由から経済的に困窮することも考えられます。しかし、第2章に示したとおり、貧困は、子どもの進学率や高等学校中途退学率など、子どもの将来を左右する選択に影響を及ぼしていると考えられます。社会全体で格差社会への問題意識を持つことが、何よりも重要です。

「子どもの貧困」は、直面している現状の課題だけでなく、その影響が次の世代へと受け継がれてしまうことが大きな問題であると捉え、本県の未来の担い手の育成という観点から、貧困の世代間連鎖の解消に向けた施策に重点的に取り組みます。

#### (2) すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現

日本における貧困世帯の実態について把握することは難しい状況にありますが、食費等の生活費を切り詰めながら生活している世帯が少なくないのも事実です。

生活保護世帯の子どもや保護者からは、部活動を続けたいが道具代や遠征費が払えない、塾に行かせたいがお金がない、進学せずに早く働いて家計を助けてもらいたい、欲しいものを買ってあげられず子どもにつらい思いをさせている、といった声も聞かれます。

こういった状況は、子どもたちの意欲を削ぐばかりでなく、自己肯定感を低めていきます。仮に、学習支援や経済的な支援により、それらが満たされたとしても、様々な葛藤等が子どもたちの心に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

また、ひとり親家庭等において、親が仕事などで忙しく、子どもと十分に向き合う時間がとれないことで、親子の関係が悪化し、不登校や非行につながるといった影響も懸念されます。

子どもの貧困対策の推進にあたっては、経済的支援とともに、貧困が与える子どもの心理的な影響に対するケアとして、相談支援の充実に重点的に取り組みます。

また、どんな環境にあっても夢や希望を持ち、子どもがそれに向かって努力する意欲を持ち続けられる社会、貧困により子どもが将来をあきらめることのない社会の実現を目指します。

### (3) 市町村、民間団体等との連携

子どもの貧困対策は、子どもの成長段階、世帯の状況に合わせた多面的な支援を継続して実施する必要があることから、各施策を実施する市町村や関係機関、地域の相談役である民生委員・児童委員と相互の密接な連携のもとに総合的な取組として行うこととします。

また、民間団体等において実施する各種支援情報等の収集・提供や、必要な支援を必要な世帯に届けるためのネットワークの構築を図り、実施主体が相互に連携を取りながら、一体となって取り組む体制の構築を目指します。

### (4) 4本の柱による支援

子どもの貧困対策は、第2章で整理した課題に対し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4本の柱による支援を総合的に実施することにより、状況の改善を目指します。

#### ア 教育の支援

すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境によって左右されることなく、学ぶ意欲を持ち、質の高い教育により、その能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、教育環境と学習支援体制を整備します。

#### イ 生活の支援

貧困世帯の多くが、心身の健康、家庭、人間関係など、複合的で多様な問題を抱えていることから、関係機関と連携しながら、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、様々な面から生活を支援し、子どもの健全な成長を促します。

#### ウ 保護者に対する就労の支援

保護者の就労は生活の安定を図る上で重要であるとともに、大人が働く姿を示すことによって子どもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながるなど、教育的な意義からも重要であることから、ハローワーク等関係機関と連携しながら、保護者の就労やキャリアアップ支援の充実を図ります。

#### エ 経済的支援

子どもの貧困対策を進めていくにあたっては、教育や生活、就労に係る様々な取組を進めていくほか、世帯の状況や所得に応じ、生活保護や各種手当等の給付、貸付制度などにより、経済面から世帯の生活の基礎を支えていく必要があります。

## 第2節 施策体系

第1節の基本方針に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4本の柱により取り組みます。

### 1 教育の支援

#### [教育環境の整備]

#### (1) 学力保障と福祉的課題に関する教員研修の実施

##### ア 質の高い幼児教育のための幼保小の連携

公立幼稚園、保育所等については、行事や会議等で、幼児と児童の交流、教員同士や教員と保育士の交流を行っている園所が多く、保育の質を高めるために県及び県教育委員会が作成した指導資料「はぐくみガイド2014」等を活用し、幼保小の連携を進めながら、教職員の資質向上に努めています。

さらなる幼保小の連携を進めるため、総合教育センターにおいて幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るためのアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの編成に関する内容を取り入れた研修等を実施します。

##### イ 子育ての支援者の育成と資質向上

総合教育センターでは、家庭教育の充実を目指し、地域で活躍する子育ての支援者の資質向上を図ることを目的に、「家庭教育充実のための地域で取り組む子育ての支援者研修会」を実施しています。

平成25年度に実施した幼稚園教諭や保育士等を対象とした調査では、子育ての支援についての研修の受講希望が多かったことから、研修の定員を増やし、専門性を有する子育ての支援者の資質向上を目指します。

また、生涯学習センターでは、家庭教育相談に関する専門的な理論・技法を学び、地域における家庭教育や子育てを支援する人材を育成しています。

##### ウ 幼稚園等教員を対象とした研修実施体制の整備

総合教育センターでは、幼稚園等教員を対象に新任、3年、5年、10年、園長等の研修を実施しています。

今後は、現存の幼稚園等教員研修の内容充実を図るとともに、中堅層以上を対象とした研修や幼保連携型認定こども園の保育教諭研修等の研修実施体制の整備にも取り組みます。

## エ 教員研修講座や校内研修支援の実施

総合教育センターでは、児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着を図ること等を目的として、教員を対象に、授業改善等に向けた研修講座や校内研修支援を実施しています。

今後は、教職員の大量退職等に対応し、学校組織の中核となる中堅教職員を育成するための研修、若手教職員の指導力の向上やベテラン教職員の活用を図るための研修の充実を図ります。

また、校内研修支援については、授業改善、生徒指導、教育相談等、児童生徒の実態や学校のニーズに応じた継続的な支援を強化します。

## オ 生徒指導研修の実施

総合教育センターでは、生徒指導上の諸問題を把握し、解決を図るための研修や、初任者及び経験者研修における生徒指導や教育相談に関わる講義等を実施しています。

今後は、教職員が児童生徒の貧困問題等にも目を向けられるよう、講義の中で、問題行動への対応として、スクールソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等の関係機関との連携についても取り上げ、該当する児童生徒の早期発見や早期対応に結びつけます。

## (2) 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

### ア 生活困窮者自立相談支援事業における連携体制の構築

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施が福祉事務所設置自治体に義務付けられたことにより、生活困窮者に対する包括的な相談支援を行う体制が整備されました。

今後は、関係機関との有機的な連携体制の構築を目指す中で、家庭の状況に応じて、学校との連携を推進していきます。

### イ 要保護児童対策地域協議会を中心とした学校と福祉関係機関との連携

本県では、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として、すべての市町村が要保護児童対策地域協議会を設置しています。

支援が必要な子どもについて、関係機関のはざままで支援が行われないといった事例のないよう、要保護児童対策地域協議会を中心に学校と児童相談所、福祉事務所、民生委員・児童委員等が連携して適切な支援に結びつけるよう取り組んでいきます。

## ウ 外部専門家を活用した福祉関係機関等との連携

心の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーのもつ専門性と外部性を生かし、学校の相談機能を高めていきます。

また、各学校に配置されているスクールカウンセラーや学校の教職員にも福祉の視点をもった支援ができるようにするために、スクールソーシャルワーカーを講師とした研修や会議等を開催していきます。

このほか、青少年会館において実施する青少年自立・再学習支援事業（G-SKY Plan）による相談及び体験活動を通じ、児童生徒の自立支援等を行います。

## エ 特別支援学校における関係機関との連携

特別支援学校においては、医療、福祉、保健等の分野の関係機関との連携により個別の教育支援計画を作成し、児童生徒一人一人への支援、家庭支援を充実させていきます。

## オ その他関係機関との連携

居住実態が確認できない児童について、市町村や学校、児童福祉関係機関、民生委員・児童委員、母子保健関係機関等が速やかに情報共有を図り、要保護児童対策地域協議会を活用して各機関と連携して実態把握に努めています。

児童相談所も積極的に協力し、虐待のおそれがある場合には、出頭要求や臨検捜索等の活用・警察への行方不明届けの提出等の対応により、児童の安全の確保に努めます。

また、無戸籍の学齢児童生徒が適切に就学できるよう、市町村や法務局、民生委員・児童委員等関係機関と連携し周知を図り、世帯全体を必要な支援に結びつけるよう努めます。

## （3）食事の確保と食育の推進

### ア 教育扶助、就学援助制度による学校給食費の補助

教育扶助による要保護児童に対する学校給食費の補助及び就学援助制度による準要保護児童生徒に対する学校給食費の補助を実施しています。

また、朝・夕食や休暇中の食事が、児童の健康保持・増進に必要な栄養量が確保されているかどうか、要保護児童対策協議会等を通じ、学校と福祉関係機関が連携して見守る体制の整備を進めます。

## イ 学校現場における食育の推進

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学級活動や関連する教科等の授業の中で指導を行っています。

今後は、朝食を全く摂らない等の小中学生等の食生活の改善や学校給食における地産地消の推進に向け、栄養教諭等を中心として、教育活動全体で食育を推進するとともに、実践的な調査・研究を行うモデル地域を指定し、その先進的な取組事例や指導方法を研修会等で伝達・普及することにより、教職員の指導力向上を図り、郷土食や地場産物活用による食育を推進します。

## (4) 高等学校等における就学継続のための支援

### ア 高等学校中途退学の防止

退学理由で大きな割合を占める「学校生活・学業不適応」の未然防止策として、1年生を中心とした適応指導を充実させることや、授業改善を図り、わかる授業、生徒が学ぶ意義を感じられる授業の実践に努めています。

また、生徒指導に長けた元教員等を生徒指導に困難を抱える県立高等学校に配置し、生徒指導に関する業務を支援することにより、問題行動や中途退学の減少を図っています。

今後とも、すべての生徒が学校や家庭での居場所を見つけ、安心して学校生活を送ることができるよう努めます。

### イ 高等学校等中途退学者等に対する継続した支援の実施

中途退学した者が社会的に孤立することのないよう、「群馬県子ども・若者支援協議会」では、地域若者サポートステーション、青少年会館等の相談・支援関係機関と連携して、就労・就学等に関する切れ目のない支援に取り組んでいます。

今後、高等学校中途退学者が社会的に孤立し、ニートやひきこもりにならないよう関係機関と連携した取組を一層充実させていきます。

### ウ 学び直しの支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合で、就学支援金の上限月額を超過した場合、最長2年間、学び直しの支援を行います。制度の周知を徹底し、制度の対象となり得る生徒を積極的に支援します。

### エ キャリア教育の充実

子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。この視点に立って、日々の教育活動の中で展開されるキャリア教育について、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の実践を図ります。

## (ア) 小中学校

小中学校においては、多くの学校でキャリア教育の全体計画が作成されており、学校全体で児童生徒の夢や希望を育み、将来の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力・態度の育成に努めています。また、小中学校9年間を見通し体系的なキャリア教育を進めていくため、「キャリア教育推進事業」を実施し、キャリア教育の推進に努めています。

今後、県内すべての小中学校において、キャリア教育の全体計画・年間指導計画を作成し、組織的に取り組むことを目指します。

## (イ) 高等学校等

高等学校等において、生徒が卒業後の進路を決定する際、行きたい大学や会社について選択し、実現するという進路指導にとどまらず、生徒が生きがいのある生活を実現するため、自己の在り方や生き方について考え、主体的に進路を決定できるようなキャリア教育の充実に取り組みます。

## (ウ) 特別支援学校

障害のある児童生徒等が自立や社会参加をするために必要となる知識や技能、態度を身に付ける上で、キャリア教育が重要です。

小学部から高等部卒業までを見通したキャリア教育に係る指導計画を、小学部、中学部、高等部が連携しながら作成し、実践を積み重ねていきます。

## (5) 就学支援の充実

### ア 義務教育段階の就学支援の充実

義務教育の円滑な実施に資するため、市町村では経済的理由により就学困難と認められる要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費及び学校給食費等の援助を行っています。この就学援助について、各市町村における適切な運用やきめ細かな周知等の取組を促し、制度の活用、充実を図ります。

また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用して、問題を抱える子どもたちを早い段階で生活支援や福祉制度等につなげるなど、子どもたちに寄り添い、しっかりとその成長を支えていくため、学校の教育相談体制の充実に努めます。

## イ 高等学校等就学における経済的負担の軽減

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高所得世帯を除く高等学校等の生徒がその授業料に充てるための就学支援金を支給しています。

また、すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して奨学のための給付金を給付しています。

さらに、失業・倒産などによる経済的理由から就学が困難な生徒等の授業料減免事業を行う学校法人に補助を行うことにより、教育費の保護者負担の軽減を図っています。

今後、生徒や保護者、学校関係者が制度を正しく理解し、申請が必要な場合には対象者がもれなく申請できるよう、制度内容や手続きの周知徹底を図っていきます。

## ウ 奨学金による修学支援

群馬県教育文化事業団において、高等学校等の生徒で希望する者に対し、無利子の奨学金を貸与しています。平成27年度入学生より、入学前貸付金制度が利用できるようになっていきます。引き続き、利用者の利便性の向上を図っていきます。

また、県でも、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対し、無利子の奨学金を貸与しています。

## (6) 特別支援教育に関する支援の充実

県内の特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に在籍する障害のある児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費により就学に要する経費の全部又は一部を支給しています。

保護者の経済的負担の軽減という制度の趣旨を踏まえ、引き続き適切な支給事務に努め、特別支援教育の普及奨励を図ります。

また、私立特別支援学校（県内1校）についての経常費補助や、特別な支援を要する幼児の在園する私立幼稚園等に対して補助金を交付しています。

今後とも経常費の補助を通じて私立特別支援学校の支援及び特別な支援を要する幼児の就園の促進について、継続して取り組んでいきます。

## (7) 私立学校教育の振興のための学校支援

私立学校教育の振興を図るため、県内に私立学校、私立幼稚園を設置する法人に対し、その経常的経費を対象として補助金を交付しています。今後とも経常費等の補助を通じて私立学校、私立幼稚園の支援を行っていきます。

## (8) グローバル人材の育成

わが国は少子高齢・人口減少社会を迎え国内市場の縮小が考えられる反面、東アジア諸国は急激な経済成長を続けています。東アジアの勢いを本県経済の活性化に取り込むため、平成28年3月に「第2次群馬県国際戦略」を策定し、関係部局が連携して各種施策に取り組んでいます。この国際戦略推進の課題の一つとして、グローバル人材の育成があり、今後も、引き続きグローバル人材の育成を図っていきます。

### [学習の支援]

#### (1) 学校教育による学力保障

##### ア 少人数学級編制によるきめ細かな指導

本県では、平成11年度よりさくらプラン、平成12年度よりわかばプランとして、小中学校に非常勤講師の配置を開始しました。現在は教員を配置して少人数学級編制を行っており、児童生徒の学校生活における問題への対応、学習意欲の向上などの点で成果を上げています。平成26年度からは、この少人数学級編制を基盤としつつ、学力向上のための教員を特別に配置して、学習内容の習熟の程度など、児童生徒の実態に即したきめ細かな指導の充実を図っています。

今後も、さくら・わかばプランの枠組みを維持しつつ、教科担当制や習熟度別の学習など、教科の特性や児童生徒の発達段階に応じた実効性ある取組を一層推進できるよう、各学校を支援していきます。

##### イ 学力向上に向けた取組

本県では、すべての小中学校において学力向上委員会を設置し、学力向上コーディネーターを中心に組織的・継続的な学力向上への取組を進めています。

今後も、指導資料等の配付や研究指定校の授業公開等により、各学校における学力向上対策を支援していきます。

また、児童生徒の確かな学力の育成を目的とし、調査研究事業、研究推進事業、「確かな学力」育成プロジェクト会議という3つの事業を柱に、研究・協議等を実施しています。

##### ウ 特別支援学校における個別のニーズに応じた教育の実践

特別支援学校においては、個別の指導計画を作成し、一人一人のニーズに応じた教育を行っています。

今後とも、特別支援学校の専門性を向上させるため、教員研修の充実を図るとともに、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に努めます。

## (2) 学校における学習支援

県内の公立小中学校においては、放課後や長期休業中等に児童生徒に対する補充学習を必要に応じて行っています。

また、高等学校の退学理由として、学校生活・学業不適應の割合が大きいことから、1年生を中心とした適應指導を充実させることや、わかる授業、生徒が学ぶ意義を感じられる授業の実践に努めています。

## (3) 生活困窮世帯等の子どもへの学習支援

### ア 生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもに対する学習等の支援

生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもに対する学習等の支援については、すでに実施している市や団体もあり、子どもの学力や学習意欲の向上に結びついています。その他の地域でも県や市が中心となって居場所の提供を通じた学習支援や生活面の支援のほか、必要に応じて保護者に対する支援を併せて行い、家庭環境を整えることに努めます。

また、生活保護世帯に対しては、ケースワーカーが進級・進学時等において、子ども本人と将来の自立に向けた生活相談や助言に注力するとともに、保護者への就労支援を強化し、児童の不安除去に努めます。

### イ 社会的養護を受けている子どもに対する学習支援

社会的養護を受けている児童のうち中学生については学習塾にかかる費用が手当てされており、平成27年度からは、小学生に対する学習支援（学習ボランティア等）や高校生等に対する学習支援（学習塾代等）、特別な配慮を必要とする社会的養護を受けている児童に対する学習支援（個別学習指導）の充実が図られています。

今後も、子どもの学力や学習意欲に応じた個別の支援に取り組んでいきます。

#### (4) 地域における学習支援

##### ア 小中学校を利用した地域の取組

本県では、独自の取組として、各小中学校に地域のボランティア等を活用した学校支援センターを設置し学習支援等を行っています。このほか、放課後や週末等に学習や体験活動を行う放課後子ども教室、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により実施する土曜日の教育支援活動、大学生や教員OBなどの地域住民の協力による原則無料の学習支援である地域未来塾など、様々な取組が行われています。

子どもの学習支援を充実させるためには、地域の方々の支援が不可欠であることから、学校と地域の連携に基づく、こうした事業の一層の推進に努めます。

また、そのためにも、県と市町村、各関係機関における連携の強化を図ります。

なお、各学校において地域のボランティアの方々の積極的な参加を得た学習支援等の取組を行えるよう、県教育委員会がボランティア活動保険に加入し、各ボランティアの方々が安心して学習支援等ができるように支援します。

##### イ 外国人児童生徒への支援

本県では、外国人児童生徒の就学を促進するための支援として、心理カウンセリングや日本語指導等の支援事業を行っています。また、この分野においては、支援者が十分ではないため、人材養成に取り組む必要があることから、今後も市町村等と連携を図りながら、支援の体制整備に努めます。

また、外国人児童生徒の教育を保護者との共通理解を図りながら推進できるよう、外国人保護者の日本の教育に対する理解を深められるよう努めます。

なお、日本語指導については、平成26年度から、公立小中学校において児童生徒の日本語能力に応じた指導を行うために「特別の教育課程」を編成できることとなり、日本語指導及び適応指導を担当する教員の特別な配置など、きめ細かな支援を行っています。

## 2 生活の支援

### (1) 保護者の生活支援

#### ア 保護者の自立支援

##### (ア) 生活困窮者自立相談支援事業による自立支援

平成27年度から「生活困窮者自立相談支援事業」の実施が福祉事務所設置自治体に義務付けられたことにより、県内すべての自治体において生活困窮者に対する包括的な相談支援を行う体制が整備されました。

生活困窮状態にある方の多くは、負債や失業さらには身体や心の病気といった複数の問題を抱えていると言われており、支援にあたっては、包括的に悩みを受け止めた上で、それぞれの要因について、寄り添いながら、解決を図っていきます。

今後は、地域の様々な関係機関との有機的な連携体制の構築に取り組みます。

(P. 37「ア 生活困窮者自立相談支援事業における連携体制の構築」一部再掲)

##### (イ) 生活保護受給世帯に対する自立支援

生活保護受給世帯については、保護からの早期脱却や社会的自立に向けて複合的な就労支援事業を実施しています。各福祉事務所に就労（自立）支援員を配置し、ハローワークとの密接な連携の下、きめ細かい支援を行っており、就労開始、収入増による保護の脱却に成果をあげています。

今後は、就労支援の成果として就労・収入増による保護の脱却のさらなる増加を目指します。また、保護の脱却に至らなくても、就労収入増を図り、児童のいる世帯の保護者について、自己肯定感の向上や生きがい、その他精神的安定を図り、児童の養育に関心が持てるように、保護者への自立支援が家庭福祉の向上に寄与できるように取り組みます。

##### (ウ) ひとり親家庭に対する自立支援

ひとり親家庭については、生活の安定と児童の健全育成を図るため、「経済的支援」「相談事業」「就業支援」を柱とした総合的な支援施策に取り組んでおり、引き続き推進していきます。

##### (エ) 地域における包括的な支援体制構築の検討

人口減少や少子高齢化、核家族化や高齢世帯の増加などにより、家族や地域のつながりが希薄になる中、地域の抱える課題は複雑・多様化しており、支援を必要とする人を地域全体で支え合う体制づくりの重要性が高まっています。

地域包括ケアシステムの構築に取り組む中で、関係市町村等との連携を図るとともに、今後は、高齢者や障害者、子どもやその保護者など誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らすために、それぞれが地域の担い手として、互いに支え合える環境の整備を推進していきます。

## (オ) 仕事と子育ての両立に向けた取組

県では、仕事と子育てを両立しつつ継続就業することのできる職場環境づくりを推進するため、企業における従業員の子育て支援やワーク・ライフ・バランスの取組等を後押しする仕組みづくりを課題として取り組んでいます。

今後は、仕事と子育ての両立支援に加え、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む県内事業所を応援する認証制度「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」を普及することにより、男女とも子育て中でも働き続けることのできる職場環境づくりを推進していきます。

## イ 支援の必要な妊産婦の早期把握と支援の開始

支援が必要な妊産婦を早期に把握し、妊娠期から継続した支援や産後の早期支援につなげるため、医療機関や市町村と連携の上、「県妊産婦支援事業」による妊産婦支援連絡票等を活用することにより、市町村が支援の必要な妊産婦をすべて把握し、早期に支援を開始できる体制を推進します。

また、市町村が妊娠期から子育て期にかけて切れ目なく総合相談支援体制をとる「妊娠出産包括支援事業」に取り組むよう連絡調整会議や情報提供を行います。

## ウ 子育てに関する不安や孤立に対する支援

児童相談所では、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会を通じて、支援の必要な妊産婦に関する状況の把握に努めています。状況に応じて、保健センターや医療機関等と連携し、安心して出産できるよう、相談支援や出産後の育児支援を行います。

また、望まない妊娠など、出産後の子どもの養育に不安を抱える場合は、新生児の里親委託を検討していきます。

## エ 子育てに関する相談支援等

### (ア) 電話相談

#### 「女性の健康のための電話相談」

女性健康支援センターでは、助産師が望まぬ妊娠や子育ての悩みなど、女性の各ライフステージにおける心身の健康に関する相談に幅広く応ずる電話相談を行っています。

#### 「こどもホットライン24」

児童相談所では、関係機関と連携して子育て相談や虐待通告への対応に取り組んでおり、中央児童相談所に設置している「こどもホットライン24」では、24時間365日体制で相談・通告に応じています。

### 「よい子のダイヤル」

生涯学習センターでは、乳幼児から高校生等までの子どもを持つ保護者や児童生徒を対象に、育児やしつけ、健康など家庭教育上生ずるいろいろな悩みや、相談者自身の生活上の悩みなどについて、幅広い相談に応じ、諸問題の解決を図る一助とするため、昭和53年度から家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」に取り組んでいます。毎年1,000件を超える相談があり、家庭教育上の悩みや不安の解消に一定の役割を果たしています。

### 「子ども教育・子育て相談」

総合教育センターでは、学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学など乳幼児から高校生等までの教育や子育てに関する相談に応じています。

※P.68「群馬県内の各種相談機関一覧」参照

## (イ) 面接相談

### 「子育てこころの相談・産後うつ相談」

妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みのある方、また、日頃からメンタルヘル스에不安を抱えながら子育てをする方に対しては、県内の4か所の保健福祉事務所において精神科医等による相談を実施しています。

### 「利用者支援事業」

市町村においては、子ども・子育て支援に関する情報の提供や相談に対応するため、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる利用者支援事業や、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点の整備に取り組んでいます。

### 「養育支援訪問事業」

市町村においては、妊婦健診未受診、望まない妊娠、産後うつや育児ストレスなど、妊娠・出産・子育て期に養育支援が特に必要であると認められる家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言、家事援助等を行うことにより、適切な養育の確保を図っています。

他にも、県や市町村では、子育てに関する各種相談に取り組んでいます。

今後は、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、関係機関と連携を図り相談体制の一層の充実を図っていきます。

※P.68「群馬県内の各種相談機関一覧」参照

## (ウ) 子育て講座の開催

良好な親子関係を構築し、虐待予防や子育ての悩みの軽減につなげていくため、県では市町村と連携し「ぐんまの親子 仲よしこよし 子育て講座 ～どならない、叩かない、ほめて育てる子育てトレーニング～」の全県的普及を図っています。具体的には、市町村職員を同プログラムを実践するトレーナーとして養成し、各市町村において子育て講座を開催するよう県が支援していくものです。

## オ 保育等の確保

保育所等については、平成27年度から各市町村で策定した子ども・子育て支援事業計画に従って、地域の教育・保育需要に対応した入所定員を確保するため、計画的な整備を推進しています。

また、安心して子育てができるよう病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり等の充実に取り組めます。

放課後児童クラブについては、平成27年度から利用対象児童が拡大され、利用児童数の増大が見込まれています。社会資源の積極的な活用を推進しつつ、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的もしくは連携して実施する体制の整備を進めるよう、市町村を支援していきます。また、効果的な放課後対策の検討を進めるとともに、関係者を対象とした資質向上研修等により質の高い運営体制の構築に努めます。

## (2) 子どもの生活支援

### ア 家庭的養護の推進

児童養護施設等では、虐待や親の病気など、様々な事情により家庭で生活することができない社会的養護が必要な児童の生命を守り、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援しています。

また、社会的養護が必要な児童は、可能な限り家庭的な環境下で愛着関係を形成しつつ養育することが重要なことから、子どもが実親の元で暮らすことができるようになるまでの間、里親やファミリーホームにおいて養育を行う、家庭養護の推進を図るとともに、施設においても、ケア単位の小規模化やグループホームによる家庭的養護の推進を図ります。

また、子どもにとって特定の大人と愛着形成を図ることは大変重要なことから、望まない妊娠などにより出産後の子どもの養育が困難な場合は、新生児の里親委託を進めていきます。

### イ 未成年後見人の確保

児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求を行うとともに、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援することで、未成年後見人の確保を図ります。

## ウ 児童養護施設等の退所後の支援

児童養護施設等退所後、行き場のない児童等にとって受け入れ先となっている自立援助ホームについて、平成28年3月に2か所目が設置されました。

自立援助ホームや児童養護施設等においては、児童が退所した後も就職活動支援や相談支援を行っており、県では、児童の就職等の際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険料の負担をしています。また、母子生活支援施設の入所者が就職する際に、施設長が身元保証人になり市が損害保険料を負担する場合には、その一部を補助しています。

今後は、児童養護施設等退所後、いつでも気兼ねなく相談ができるよう各機関と連携して適切に指導・助言のできるアフターケア体制の整備を推進します。

## エ 食育の推進と口腔機能の育成支援

### (ア) 食育の推進

県の第3次食育推進計画では、保育所や幼稚園、認定こども園等における食育に関する計画、指針、目標などの策定100%を目標とし推進しています。

平成26年に行った幼稚園・保育所等における食育の取組に関する調査では、「保護者への食に関する情報提供」が進んでいないことがわかりました。保護者等への情報の提供や職員向け研修会の実施等に努めるとともに、今後も幼稚園、保育所への支援の充実を図ります。

また、地域で食育を実践できる環境を整備するため、食育に関する関係団体、関係機関などと連携を強化していきます。

### (イ) 口腔機能の育成支援

乳幼児期の口腔機能については、その後の発達につながる重要な要素であり、育成支援の必要があります。保護者等に対する授乳の仕方や適切な離乳、食べ方の支援等による口腔機能の発達に合った継続した支援について普及啓発を図ります。また、重い病気や障害等により摂食・嚥下機能の獲得や発達が遅れるなどした障害児に対する口腔機能育成の支援にも努めます。

### (3) 子どもの就労支援

#### ア ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所後の就労支援

ひとり親家庭の子どもに対する就業支援については、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行っています。

また、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時にそれぞれ受講費用の一部を支給します。

自立援助ホームや児童養護施設等においては、児童が退所した後も就職活動支援や相談支援をうとともに、県では、児童の就職等の際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険料の負担をしています。

また、母子生活支援施設の入所者が就職する際には、施設長が身元保証人になり市が損害保険料を負担する場合には、その一部を補助しています。

今後は、児童養護施設等退所後、いつでも気兼ねなく相談ができるよう各機関と連携して適切に指導・助言のできるアフターケア体制の整備を推進します。

(P. 49「ウ 児童養護施設等の退所後の支援」一部再掲)

#### イ 若者に対する就労支援

ニート等の若者の職業的・社会的自立のためには、支援対象者の把握から就労・定着までを切れ目なく支援する必要があり、関係支援機関によるネットワークの強化に取り組めます。

また、地域若者サポートステーションにおける進路決定率の向上を目指すとともに、平成27年度からは、地域若者サポートステーション事業において、若者が企業等において3～4週間の職場体験を行う「チャレンジ体験支援」事業を実施しており、就労支援の強化に取り組んでいます。

高等学校等を中途退学した若者に対しては、適切な情報提供を行い、相談窓口等の周知を図るとともに、関係機関が連携して就学・就職について支援していくことが必要とされており、学校と関係機関で中途退学者の情報を共有する仕組みや、就職・就学に係る情報をどのようにして中途退学した若者に周知するかについて検討しています。

#### ウ 高等学校等におけるキャリア教育の充実

高等学校等において、生徒が卒業後の進路を決定する際、行きたい大学や会社について選択し、実現するという進路指導にとどまらず、生徒が生きがいのある生活を実現するため、自己の在り方や生き方について考え、主体的に進路を決定できるようなキャリア教育の充実に取り組めます。

(P. 40「(イ) 高等学校等」再掲)

## エ 特別支援学校における就労支援

就労支援員を知的特別支援学校に配置し、就労体験先や就労先の開拓を行うとともに、1年生進路ガイダンスの実施による生徒、保護者の就労への意識の向上、企業採用担当者学校見学会や卒業生就労定着支援の実施による就労促進や離職防止に努めます。

## (4) 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備

### ア 生活困窮者に対する包括的な支援体制の構築

平成27年度から「生活困窮者自立相談支援事業」の実施が福祉事務所設置自治体に義務付けられたことにより、県内すべての自治体において生活困窮者に対する包括的な相談支援を行う体制が整備されました。

今後は、地域の様々な関係機関との有機的な連携体制の構築に取り組みます。なかでも学校との連携は非常に重要であることから、積極的に推進していきます。

(P. 37「ア 生活困窮者自立相談支援事業における連携体制の構築」、P. 45「(ア) 生活困窮者自立相談支援事業による自立支援」一部再掲)

### イ 妊娠・出産・子育てにおける包括的な支援

支援が必要な妊産婦を早期に把握し、妊娠期から継続した支援や産後の早期支援につなげるため、医療機関や市町村と連携の上、「県妊産婦支援事業」による妊産婦支援連絡票等を活用することにより、市町村が支援の必要な妊産婦をすべて把握し、早期に支援を開始できる体制を推進します。市町村単独では人材確保が難しい相談事業については、保健福祉事務所で対応します。

また、市町村が妊娠期から子育て期にかけて切れ目なく総合相談支援体制をとる「妊娠出産包括支援事業」に取り組むよう連絡調整会議や情報提供を行います。

(P. 46「イ 支援の必要な妊産婦の早期把握と支援の開始」再掲)

### ウ 学校生活に関する相談支援と福祉との連携

総合教育センターでは、学校・園の生活や学業、いじめや不登校、発達や子育て等の課題に関して児童生徒や保護者等を対象とした相談支援を実施するにあたり、児童相談所等の関係機関と連携を図り、迅速な対応を心がけています。

また、状況に応じて、福祉面を含めて関係機関と緊密に連携を図ることにより、問題の早期対応、早期解決につなげることなどを、教職員研修において取り上げています。

各教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーについて、事例検討会議や保護者面接等において積極的に活用されるよう周知に努めます。

## エ 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童相談体制の整備

児童相談所は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会を通じて要保護児童、要支援児童及びその保護者に関する状況把握に努め、状況に応じて、関係機関と連携し、生活保護の受給等の福祉サービスの利用案内を行っています。今後は、生活困窮者自立相談支援事業の利用も案内し、子どもの生活環境の向上に努めます。

## オ 特別支援学校における包括的な支援体制の充実

特別支援学校長会が中心となって地域総合支援ネットワーク相談会を開催し、特別支援学校在校生、保護者、支援者、行政担当者、教員が情報交換や相談を行っています。

今後も引き続き相談会を開催し、特別支援学校児童生徒、保護者の多様なニーズに対応できるように支援体制の充実に取り組めます。

## カ 関係機関の連携による切れ目ない就労支援

ニート等の若者の職業的・社会的自立のためには、支援対象者の把握から就労・定着までを切れ目なく支援する必要があり、関係支援機関によるネットワークを強化し、地域の若者情報を共有する仕組みや、自ら支援を求めることができない若者への訪問支援に取り組めます。

また、高等学校等を中途退学した若者に対しては、適切な情報提供を行い、相談窓口等の周知を図るとともに、関係機関が連携して就学・就職について支援していくことが必要とされており、学校と関係機関で中途退学者の情報を共有する仕組みや、就職・就学に係る情報をどのようにして中途退学した若者に周知するかについて検討しています。

(P.50「イ 若者に対する就労支援」一部再掲)

## (5) 支援する人員の確保等

### ア 社会的養護の体制整備

県では社会的養護の推進のため、手厚く職員を配置している施設や、身体又は知的な障害等を持つ児童が入所している施設であって、児童の手厚い支援のための賃金職員を配置した施設に対し、補助金加算による支援を実施しています。

また、県内の3か所の乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員を配置し、里親支援を実施しています。さらに、先進県から講師を招き委託率向上のための対策について研修会を開催する等、里親制度の普及啓発と新規里親の開拓に取り組んでいます。

今後は、里親の会や市町村、NPO法人等と連携し、里親制度のさらなる普及啓発に努め、里親登録者を増やすとともに、平成41年度までに社会的養護を必要とする児童のうち、里親等委託率が3割を超えることを目標に取り組めます。

## イ 児童相談所及び市町村の相談機能強化

児童相談所においては、職員の専門性を強化するための実践的な研修を実施するとともに、各種研修への参加を促進しています。児童福祉司任用資格認定研修や虐待対応や被虐待児のケアに関するテーマ別研修等の受講により、職員の資質向上と体制強化を図ります。

また、市町村職員向けに良好な親子関係を築くための子育て講座のトレーナー養成研修を実施し、市町村職員の相談援助技術の向上を図ります。

## ウ 相談職員の資質向上

生活困窮者自立支援制度において、当面の間、相談支援員の養成は国の役割として位置付けられています。県では、独自に生活困窮者の自立相談支援業務に従事する支援員及び関係機関の職員に対して、研修を実施する等、相談職員の資質向上に取り組んでいます。

生活保護関係職員に対しては、職員の資質向上を目指し、新任職員研修会、担当者等研修会、就労支援員意見交換会等を実施しています。子どもへの対応についても、虐待防止や障害等への対応の視点から研修を実施しており、今後、研修内容の見直しや専門分野の研修への参加機会を設ける等、相談体制整備と職員の資質向上を図っていきます。

また、各地域において相談支援活動を行っている民生委員・児童委員に対して、各種研修を実施し、資質向上を図っています。

さらに、ひとり親家庭の自立を支援する母子家庭等就業・自立支援センターの運営を、(一財)群馬県母子寡婦福祉協議会に委託し、就業相談員や母子父子自立支援員の資質向上を図るための研修を実施しています。今後も引き続き、ひとり親家庭の相談体制整備と相談関係職員の資質向上に努めます。

## エ 子育ての支援者の育成と資質向上

総合教育センターでは、家庭教育の充実を目指し、地域で活躍する子育ての支援者の資質向上を図ることを目的に、「家庭教育充実のための地域で取り組む子育ての支援者研修会」を実施しています。

平成25年度に実施した幼稚園教諭や保育士等を対象とした調査では、子育ての支援についての研修の受講希望が多かったことから、研修の定員を増やし、専門性を有する子育ての支援者の資質向上を目指します。

また、生涯学習センターでは、家庭教育相談に関する専門的な理論・技法を学び、地域における家庭教育や子育てを支援する人材を育成しています。

(P.36「イ 子育ての支援者の育成と資質向上」再掲)

## (6) 住まいの確保

県及び市は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方で、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある方に対し、家賃分を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

県営住宅では、収入の少ない世帯に対する家賃減免措置をはじめ、13歳未満の児童と同居する世帯に対し、小中学校に近接する県営住宅を期限付きで斡旋するとともに、抽選の優遇や入居収入基準の緩和等を行っています。

子育て世帯に対しては、他にも居住環境が良好な賃貸住宅への家賃助成や、群馬あんしん賃貸ネットを介して、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅に関する情報を提供する等の支援をしています。

また、ひとり親家庭に対する母子父子福祉資金による住宅の建設、購入、改築等に必要な資金や、転宅資金の無利子又は低利子での貸付を実施しています。

今後も、子どもの養育の負担が大きい子育て世帯に対する住宅支援を継続して実施していきます。

### 3 保護者に対する就労の支援

#### (1) 親の就労支援

##### ア ひとり親家庭の親に対する就労支援

県では、ひとり親家庭の親に対し、相談事業、就業環境支援、能力開発等支援を柱に、総合的な就業支援に取り組んでいます。

引き続き、ハローワーク等関係機関と連携を進め、ひとり親家庭の親の就業率の向上を図るとともに、ひとり親家庭の親に対する就労支援の充実を目指します。

##### (ア) 相談事業

県と中核市に設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、総合的な就業相談を実施しています。

##### (イ) 就業環境支援

児童扶養手当受給者に対し、個々の希望や事情等に即した自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等と連携し就業支援を行う母子等自立支援プログラム策定事業などを実施しています。

##### (ウ) 能力開発等支援

ひとり親家庭の親が資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進費を支給するとともに修了時に一時金を支給する高等職業訓練促進給付金等の事業を実施しています。

また、早期の再就職を目指す方を対象に民間の教育機関や企業等を活用して多様な職業能力開発の機会を提供する離職者等再就職訓練事業において、ひとり親家庭の親の入校枠を設け、職業的自立を促進するなどの支援に取り組んでいます。

#### イ 生活困窮者、生活保護受給者に対する就労支援

子どもを養育する生活保護受給者や生活困窮者への自立支援に取り組むにあたっては、就労収入増により保護者自身の自己肯定感の向上など精神的安定を図り、児童の養育に対し一層関心が持てるようになることにより、家庭全体の福祉が向上することを目指します。

##### (ア) 生活困窮者に対する就労支援

生活に困りごとや不安を抱えている生活困窮者に対しては、早期かつ包括的に応ずる相談窓口を各市と町村部に設置し、それぞれの抱えている課題を適切に評価分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行っています。

今後は、就労意欲は持ち合わせているものの長期に就労から離れていること等から直接一般就労が困難な方などを対象に、法人の自主事業として事業所内で働く場を設ける認定就労訓練事業について、積極的に取り組んでもらうよう社会福祉法人等に対して働きかけていきます。

### (イ) 生活保護受給者に対する就労支援

生活保護受給者に対しては、福祉事務所が関係機関と連携し、一般就労から福祉的就労、就労体験まで、被保護者のニーズに合った情報提供や相談支援を行っています。就労による保護脱却者に対しては、就労自立給付金を支給することにより、就労や自立に向けたインセンティブの強化を図っています。

今後は、就労支援の成果として保護の脱却理由における就労収入の割合の増加を目指します。また、自立（就労）支援員と生活全般を担当するケースワーカーとの連携を強化し、ワーカーが保護者の就労準備活動の進展具合に注視しつつ、児童の動向について留意して家庭をトータルに支援するよう努めます。

## ウ 多角的な就労支援の実施

### (ア) 職業紹介・就職支援

県内3か所の県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）では、カウンセリングから職業紹介、職場定着支援まで一貫したきめ細かな支援を実施しています。県シニア就業支援センターでは、中高年齢者の再就職や多様なニーズに対応した相談・情報提供から職業紹介まで、ワンストップサービスによる支援を実施しています。

今後も引き続き、県若者就職支援センター及びシニア就業支援センターを中心に、企業側のニーズを的確に把握し、本人の希望や適性を踏まえた、きめ細かな対応に一層努めることで、就労を支援していきます。

### (イ) ワーク・ライフ・バランス

県では、仕事と子育てを両立しつつ継続就業することのできる職場環境づくりを推進するため、企業における従業員の子育て支援やワーク・ライフ・バランスの取組等を後押しする仕組みづくりを課題として取り組んでいます。

今後は、仕事と子育ての両立支援に加え、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む県内事業所を応援する認証制度「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」を普及することにより、男女とも子育て中でも働き続けることのできる職場環境づくりを推進していきます。

（P.46「(オ) 仕事と子育ての両立に向けた取組」再掲）

## (2) 学び直しの支援

ひとり親家庭の親と子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時にそれぞれ受講費用の一部を支給します。

また、過去に高等学校を退学した者が再度高等学校に入学した場合で、就学支援金の上限月数を超過した場合、最長2年間、学び直しの支援を行います。制度の周知を徹底し、対象となりうる生徒を積極的に支援します。

さらに、ひとり親家庭の親が、就業による自立を図ることを目的に資格取得を目指して講座を受講する場合、その費用の一部を支給します。

## 4 経済的支援

### (1) 子どものいる世帯への経済的支援

#### ア 子ども医療費の無料化

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもたちが県内のどこに住んでいても必要な医療が受けられるよう市町村と協力し、子どもの保険医療費自己負担分の助成を行っています。

本県の子ども医療費助成制度は、所得制限や受診時の自己負担がなく、さらに、平成21年10月には対象範囲を入院・通院を問わず中学校卒業まで拡大し、全国トップレベルの手厚く利用しやすい制度を実現しており、引き続き、市町村と協力し、助成を行っていきます。

#### イ 多子世帯・ひとり親家庭等への保育料軽減

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、県では、市町村と協力し、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減する取り組みを行っています。また、年収約360万円未満世帯の保育料を、第2子は半額、第3子以降は無償化するための費用の一部を負担します。

さらに、年収約360万円未満世帯のひとり親家庭の保育料を、第1子は半額、第2子以降は無償化するための費用の一部を負担します。

#### ウ 就学援助制度の充実

義務教育の円滑な実施に資するため、市町村では経済的理由により就学困難と認められる要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費及び学校給食費等の援助を行っています。この就学援助について、各市町村における適切な運用やきめ細かな周知等の取組を促し、制度の活用、充実を図ります。

(P. 40「ア 義務教育段階の就学支援の充実」再掲)

#### エ 高等学校等就学における経済的負担の軽減

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高所得世帯を除く高等学校等の生徒がその授業料に充てるための就学支援金を支給しています。

また、すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して奨学のための給付金を給付しています。

さらに、失業・倒産などによる経済的理由から就学が困難な生徒等の授業料減免事業を行う学校法人に補助を行うことにより、教育費の保護者負担の軽減を図っています。

今後、生徒や保護者、学校関係者が制度を正しく理解し、申請が必要な場合には対象者がもれなく申請できるよう、制度内容や手続きの周知の徹底を図っていきます。

(P. 41「イ 高等学校等就学における経済的負担の軽減」再掲)

## オ 特別支援教育に関する支援の充実

県内の特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に在籍する障害のある児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費により就学に必要な経費の全部又は一部を支給しています。

保護者の経済的負担の軽減という制度の趣旨を踏まえ、引き続き適切な支給事務に努めていきます。

また、私立特別支援学校（県内1校）についての経常費補助や特別な支援を要する幼児の在園する私立幼稚園に対して補助金を交付しています。

今後とも経常費の補助を通じて私立特別支援学校の支援及び特別な支援を要する幼児の就園の促進について、継続して取り組んでいきます。

（P. 41 「(6) 特別支援教育に関する支援の充実」再掲）

## カ 生活福祉資金の貸付

生活に不安を抱えた低所得者、障害者及び高齢者世帯の方に、住居の入居費や日常生活の費用、修学や進学のための資金等9種類の貸付を行っています。

あわせて生活困窮者自立相談支援を実施することで、経済的自立や生活意欲の向上を図り、安定した生活を送れるように支援します。

## キ 奨学金等による修学支援

群馬県教育文化事業団において、高等学校等の生徒で希望する者に対し、無利子の奨学金を貸与しています。平成27年度入学生より、入学前貸付金制度が利用できるようになっていきます。引き続き、利用者の利便性の向上を図っていきます。

また、県でも、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対し、無利子の奨学金を貸与しています。

（P. 41 「ウ 奨学金による修学支援」再掲）

## ク 学び直しの支援

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時にそれぞれ受講費用の一部を支給します。

また、過去に高等学校を退学した者が再度高等学校に入学した場合で、就学支援金の上限月数を超過した場合、最長2年間、学び直しの支援を行います。制度の周知を徹底し、対象となりうる生徒を積極的に支援します。

さらに、ひとり親家庭の親が、就業による自立を図ることを目的に資格取得を目指して講座を受講する場合、その費用の一部を支給します。

（P. 56 「(2) 学び直しの支援」再掲）

## ケ 住まいの確保への経済的支援

県及び市は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方で、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある方に対し、家賃分を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

県営住宅では、収入の少ない世帯に対する家賃減免措置をはじめ、13歳未満の児童と同居する世帯に対し、小中学校に近接する県営住宅を期限付きで斡旋するとともに、抽選の優遇や入居収入基準の緩和等を行っています。

子育て世帯に対しては、他にも居住環境が良好な賃貸住宅への家賃助成や、群馬あんしん賃貸ネットを介して、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅に関する情報を提供する等の支援をしています。

また、ひとり親家庭に対する母子父子福祉資金による住宅の建設、購入、改築等に必要な資金や、転宅資金の無利子又は低利子での貸付を実施しています。

今後も、子どもの養育の負担が大きい子育て世帯に対する住宅支援を継続して実施していきます。

(P.54「(6) 住まいの確保」再掲)

## (2) ひとり親家庭への経済的支援

### ア 児童扶養手当の支給

県及び市福祉事務所において、離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、生活の安定と自立促進及び児童の福祉増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給しています。

### イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付

母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦の方などの経済的自立の支援や、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの修学や進学のための資金や、住宅の建設・補修等のための資金等12種類の貸付を行っています。

### ウ 母（父）子家庭等への医療費補助

社会的・経済的に不安定な母（父）子家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して必要な医療が受けられるよう市町村と協力し、保険医療費自己負担分の助成を行っています。

### エ 養育費の確保に関する支援

本県では、母子家庭等就業・自立支援センター（県母子寡婦福祉協議会への委託事業）において相談支援を行っています。養育費を受け取っている世帯は、平成23年11月1日現在の調査では、母子世帯で22.5%、父子世帯2.9%に留まっています。※

今後は、養育費の意義や取り決め方法、相談機関を周知し、専門知識を有する弁護士等の相談機会の充実を図ります。

※県児童福祉課「平成23年度県母子世帯等実態調査」

## オ ひとり親家庭の学び直しの支援等

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時にそれぞれ受講費用の一部を支給します。

さらに、ひとり親家庭の親が、就業による自立を図ることを目的に資格取得を目指して講座を受講する場合、その費用の一部を支給します。

(P. 56 「(2) 学び直しの支援」、P. 58 「ク 学び直しの支援」一部再掲)

第3節 事業計画

4本の柱	重点施策項目	事業名	事業概要	担当課	
1 教育の 支援	「教育環境の整備」	(1)学力保障と福祉的課題に関する教員研修の実施	ぐんま幼児教育プラン推進事業	保育の質の向上を図るため、幼稚園の教員を対象に、有識者による講演や協議等を行う。	(教)義務教育課
			子育ての支援者研修会	各地域で子育て支援の中心となる人材の資質向上とネットワーク作りを行うための研修会を実施する。	(教)総合教育センター
			家庭教育カウンセリング専門講座	生涯学習センターにおいて、家庭教育相談に関する専門的な理論・技法を学び、地域における家庭教育や子育てを支援する人材を育成するための講座を実施する。	(教)生涯学習課
			幼児教育研修	教員としての資質能力の向上を目指し、新規採用教員、3・5・10年経験者を対象にした研修を実施する。 リーダーシップを発揮しながら特色ある園経営を展開していく組織マネジメント力等を高めるため、園長等を対象にした研修を実施する。	(教)総合教育センター
			教員研修講座 研修支援隊	基礎的・基本的な学習内容の定着を図ること等を目的として、幼・小・中・高・中等・特支の教員を対象として、授業改善等に向け、研修講座や校内研修支援を実施する。	(教)総合教育センター
			生徒指導研修	生徒指導上の諸問題を把握し、関係機関と連携して組織的に問題を解決できるよう研修を実施する。	(教)総合教育センター
	(2)学校を窓口とした福祉関係機関等との連携	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う。県は町村部を担当する。	健康福祉課	
		家庭児童福祉推進	児童相談所は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等を通じて、要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者に関する状況把握に努める。対象の中には貧困家庭も多く、学校と連携し状況に応じて家庭訪問等を行い必要な支援に繋げる。	児童福祉課	
		小・中学校における児童生徒の心のケアシステム推進(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)	いじめや不登校等の問題の解決に向け、全校にスクールカウンセラーを配置し、心理面からの支援体制を整えている。 家庭環境等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合った問題行動への対応のため、3つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉面からの支援体制を整えている。	(教)義務教育課	
		高等学校等における生徒の心のケアシステム推進(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)	県立高等学校及び中等教育学校全校にスクールカウンセラーを配置し、各校の教育相談体制の充実を図る。	(教)高校教育課	
		青少年自立・再学習支援事業(G-SKY Plan)	青少年会館において、悩みを抱える青少年に様々な体験活動を通して生活を充実させ、不登校やひきこもりからの脱却や社会的自立を支援する。 また、高等学校中途退学者等に向けた再学習のための各種情報を収集・提供する。	(教)生涯学習課	
		個別の教育支援計画作成	障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて、一貫した支援を行うため、福祉、医療、労働等の関係機関と連携して個別の教育支援計画を作成し、個に応じた指導の充実を図る。	(教)特別支援教育課	
	(3)食事の確保と食育の推進	教育扶助・就学援助制度	要保護児童の学校給食費は教育扶助の対象となる。また、準要保護児童生徒に対しては就学援助による学校給食費の補助を実施する。	健康福祉課 (教)管理課	
	(4)高等学校等における就学継続のための支援	生徒指導担当嘱託員配置	生徒指導に長けた元教員等を生徒指導に困難を抱える県立高等学校に配置し、生徒指導に関する業務を支援することにより、問題行動や中途退学の減少を図る。	(教)高校教育課	
		高等学校中途退学者支援	群馬県子ども・若者支援協議会を介して、高等学校中途退学者に対して相談支援機関等の活用を促し、社会とのつながりが途切れないようにする。	子育て・青少年課、(教)高校教育課	
		(再掲) 青少年自立・再学習支援事業(G-SKY Plan)	青少年会館において、悩みを抱える青少年に様々な体験活動を通して生活を充実させ、不登校やひきこもりからの脱却や社会的自立を支援する。 また、高等学校中途退学者等に向けた再学習のための各種情報を収集・提供する。	(教)生涯学習課	
		学び直しのための支援金	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に高等学校等就学支援金の支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も卒業までの間(最長2年)就学支援金相当額を支給する。	学事法制課 (教)管理課	
		キャリア教育サポート事業	生徒が、卒業後の進路を主体的に選択し、生きがいのある生活を実現していくという自己の在り方生き方について考えるよう、キャリア教育の充実を図る。	(教)高校教育課	

4本の柱	重点施策項目	事業名	事業概要	担当課
	(5)就学支援の充実	就学援助制度	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して市町村が必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資する。	(教)管理課
		(再掲) 小・中学校における児童生徒の心のケアシステム推進(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)	いじめや不登校等の問題の解決に向け、全校にスクールカウンセラーを配置し、心理面からの支援体制を整えている。 家庭環境等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合った問題行動への対応のため、3つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉面からの支援体制を整えている。	(教)義務教育課
		(再掲) 高等学校等における生徒の心のケアシステム推進(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)	県立高等学校及び中等教育学校全校にスクールカウンセラーを配置し、各校の教育相談体制の充実を図る。	(教)高校教育課
		高等学校等就学支援金	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校等の生徒がその授業料に充てるための就学支援金を支給する。	学事法制課・ (教)管理課
		奨学のための給付金	すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給する。	学事法制課・ (教)管理課
		授業料減免事業補助(私立学校)	経済的理由から就学が困難な生徒等の授業料減免事業を行う学校法人に補助を行うことにより、教育費の父母負担の軽減を図る。	学事法制課
		教育文化事業団奨学金	経済的理由により修学が困難と認められる者に対し、無利子の奨学金を貸与し、修学を支援する。	(教)管理課
		群馬県高等学校等奨学金	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な人に奨学金を貸与する。	(教)管理課
	(6)特別支援教育に関する支援の充実	特別支援教育就学奨励費	県内公・私立特別支援学校へ就学する児童生徒の保護者が負担する経費の全部又は一部を支給し、経済的負担の軽減を図る。	(教)特別支援教育課
		私立幼稚園特別支援教育経費補助	心身に障害を有するため特別な支援を要する幼児の私立幼稚園等への就園を促進し、心身の健全な発達を助長するとともに、障害幼児に対する理解を深めるため障害幼児を就園させる私立幼稚園等の設置者に対して補助金を交付する。	学事法制課
	(7)私立学校教育の振興のための学校支援	私立学校教育振興費補助	私立学校教育の振興を図るため、県内に私立幼稚園・小・中・高等学校私立特別支援学校、私立専修学校・各種学校を設置する法人に対し、その経常的経費を対象として補助金を交付する。	学事法制課
		(再掲) 私立幼稚園特別支援教育経費補助	心身に障害を有するため特別な支援を要する幼児の私立幼稚園等への就園を促進し、心身の健全な発達を助長するとともに、障害幼児に対する理解を深めるため障害幼児を就園させる私立幼稚園等の設置者に対して補助金を交付する。	学事法制課
		私立幼稚園子育て支援推進事業費補助	県内の私立幼稚園の教育機能や施設の開放など地域に開かれた幼稚園づくりの推進に資することを目的に補助金を交付する。	学事法制課
		施設型給付費(地方単独費用部分)補助	子ども・子育て支援新制度について、市町村が幼稚園等に支給する1号認定子どもの施設型給付費の財源として、地方単独費用部分の1/2を市町村に対して補助する。	学事法制課
		新制度移行支援特別補助	子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園等の運営に支障が出ないよう、経常的経費の一部を補助する。	学事法制課
	(8)グローバル人材の育成	小・中学生のための国際理解講座の実施	小・中学生を対象に、様々な国の生活・文化等を紹介し、国際理解を促進する講座を実施する。	国際戦略課
		英語メールマガジン「GUNMA-in-the-box」の発行	中学生・高校生等に英語を学習しながら県政等に親しんでもらうため、英語によるメールマガジンを発行する。	国際戦略課
		群馬県海外イメージアップ	県内大学の外国人留学生・日本人学生により「ぐんまのいいとこ伝え隊」を結成し、県内の観光地等を体験するツアーを実施し、海外に向けた本県PR及びグローバル人材の育成を図る。	国際戦略課
		海外インターンシップ	本県の若者を対象に、海外協力企業でのインターンシップ(就業体験)の機会を提供し、グローバル人材の育成を図る。	国際戦略課

4本の柱	重点施策項目	事業名	事業概要	担当課	
「学習の支援」	(1)学校教育による学力保障	ぐんま少人数クラスプロジェクト(さくらプラン)	小学校第1・2学年において、30人以下の学級が編制できるように教員を配置し、義務教育のスタート期にあたる低学年の学習習慣や基本的な生活習慣を確立し、基礎学力の定着や社会性の育成を図る。 小学校第3・4学年において、35人以下の学級が編制できるように教員を配置し、学力差のつきやすい中学年におけるきめ細かな指導を充実し、基礎学力の定着や社会性の育成を図るとともに、高学年への円滑な移行を実現する。	(教)学校人事課	
		ぐんま少人数クラスプロジェクト(わかばプラン)	中学校第1学年において、35人以下の学級が編制できるように教員を配置し、すべての教科を少人数で指導するとともに、いじめや不登校、問題行動への早期対応など、中学校生活への適応に向けた支援体制を強化する。	(教)学校人事課	
		ぐんま「確かな学力」育成プロジェクト	児童生徒の確かな学力の育成を目的とし、調査研究事業、研究推進事業、「確かな学力」育成プロジェクト会議という3つの事業を柱に、研究・協議等を実施する。	(教)義務教育課	
		「課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する調査研究(高等学校)」	各教科等で、グループ学習活動等の言語活動を重視した学習活動を積極的に取り入れ生徒の思考力・判断力・表現力を高めるとともに、生徒の学習意欲や学力の向上を図る。	(教)高校教育課	
		(再掲) 教員研修講座 研修支援隊	基礎的・基本的な学習内容の定着を図ることを目的とし、幼・小・中・高・中等・特別支援学校の教員を対象として、授業改善に向け、研修講座や校内研修支援を実施する。	(教)総合教育センター	
	(2)学校における学習支援	(再掲) 生徒指導担当嘱託員配置	生徒指導に長けた元教員等を生徒指導に困難を抱える県立高等学校に配置し、生徒指導に関する業務を支援することにより、問題行動や中途退学の減少を図る。	(教)高校教育課	
		(3)生活困窮世帯等の子どもへの学習支援	生活保護(教育扶助・生業扶助)	被保護世帯の義務教育対象児童については、法令に基づき基準費用、教材代、給食費、交通費に加え学習支援費を適切に支給すると共に、高校生については技能習得費により必要な費用を扶助する。なお、ケースワーカーが進級、進学等の際に適切な助言・支援を行うように努めている。	健康福祉課
	子どもの学習支援事業		貧困連鎖の防止に向けた取組として、町村部は県、市部は各市が実施主体となって生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援を実施する。	健康福祉課	
	児童養護施設等入所児童への学習支援の充実		児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援を推進する。	児童福祉課	
	(4)地域における学習支援	放課後子ども教室	学校の空き教室等を活用し、放課後や週末に学習、スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動等を実施する。	(教)生涯学習課	
		地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日等の休日に体系的・継続的な教育プログラムを計画・実施する。	(教)生涯学習課	
		地域未来塾	中学生や高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を行う。	(教)生涯学習課	
		外国人児童生徒等教育・心理サポート事業	公立学校及び外国人学校において、不登校に陥る可能性の高いまたは不登校・不就学となっている外国人児童生徒やその保護者などに対し、教育相談のほか、心理カウンセリングや日本語支援等を行い、就学を促進する。	人権男女・多文化共生課	
	2 生活の支援	(1)保護者の生活支援	(再掲) 生活保護	生活に困っている方々に対し、その状況に応じ、必要な保護を行う。また、生活保護を受けている方々の自立を支援する制度でもある。(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なる。)	健康福祉課
			(再掲) 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う。県は町村部を担当する。	健康福祉課
			母子父子自立支援員設置	ひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談に応じるため、各保健福祉事務所に母子父子自立支援員を設置する。	児童福祉課
ひとり親家庭子育て支援事業			ひとり親家庭において、一時的に子育てが困難な場合に、ファミリーサポートセンター等を利用した場合に利用料を減免する。	児童福祉課	
母子家庭等就業・自立支援センター事業			ひとり親家庭の自立を支援するため、一貫した就業支援サービスを総合的に提供する。(就業相談、就業支援講習会、管内自治体・福祉事務所支援、地域生活支援)	児童福祉課	
いきいきGカンパニー認証制度			育児休業制度の整備・取得促進に加え、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む県内事業所を応援する認証制度を設け、その普及を図る。	労働政策課	
群馬県妊産婦支援事業			心身の不調や家庭環境の問題等、特に支援を必要とする妊産婦に対し、医療機関と市町村等の関係機関が連携を図りながら支援を行う。	児童福祉課	
子育てこころの相談・産後うつ相談			妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みのある方、また、日頃からメンタルヘル스에不安を抱えながら子育てをする方に対し、県内の4か所の保健福祉事務所において精神科医等による相談を実施する。	児童福祉課	
妊娠出産包括支援推進			市町村と協働し、より身近な場所での妊産婦等を支える仕組みを構築するため、連絡調整会議や先事例の情報提供等を行う。	児童福祉課	

4本の柱	重点施策項目	事業名	事業概要	担当課
		女性健康支援センター事業	望まぬ妊娠や、子育ての悩みなど、女性の各ライフステージにおける心身の健康に関する相談に幅広く応ずるための電話相談事業を行う。	児童福祉課
		地域子育て支援拠点	地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を設ける。	子育て・青少年課
		児童相談	児童相談所は、関係機関と連携しながら子育て相談や虐待通告への対応、社会的養護の必要となった子どものケアなどを行っている。	児童福祉課
		家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」	生涯学習センターにおいて、幼児期から高校生くらいの子どもをもつ保護者等を対象に、育児やしつけなど家庭教育上の悩みに応える。	(教)生涯学習課
		地域子ども・子育て支援事業(実費徴収に係る補給給付を行う事業)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。	子育て 青少年課
		子ども・子育て支援法に定める利用者支援(総合窓口)	教育、保育、地域の子育て支援事業等様々な子育て支援サービスについて、必要な支援を選択して利用できるよう、情報の提供や相談・援助を行う窓口を設置する。	子育て・青少年課
		一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。	子育て 青少年課
		子育て短期支援	保護者の疾病時等に、児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	子育て・青少年課
		病児・病後児保育	病児や病後児を病院や保育所等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施する。	子育て 青少年課
		子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	子育て・青少年課
		(再掲)放課後子ども教室	学校の空き教室等を活用し、放課後や週末に学習、スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動等を実施する。	(教)生涯学習課
		放課後児童クラブ創設費等補助	放課後児童クラブの創設、大規模改修等の事業費に対して助成する。	子育て・青少年課
		放課後児童クラブ運営費補助	放課後児童クラブの運営費に対して助成する。	子育て・青少年課
	(2)子どもの生活支援	家庭的養護の推進	家庭で生活することができない子どもに対しては、里親やファミリーホームによる家庭的な環境下での養育を優先的に行うこととする。	児童福祉課
		自立援助ホーム設置	児童養護施設等退所児童等が入所する自立援助ホームを設置する。	児童福祉課
		児童養護施設等対策	アフターケアについては、各施設が自身の施設退所者を対象に対応する。群馬県児童養護施設連絡協議会とアフターケアのあり方について対応を検討していく。 親権を行う者がいない児童等については、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をするとともに、未成年後見人の確保を図る。	児童福祉課
		身元保証人確保対策事業	児童の就職等の際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険料を負担する。また、母子生活支援施設長に対し、市が同負担をした場合、損害保険料の一部を補助する。	児童福祉課
		食育推進	子どもとその保護者を軸に、生涯にわたり食育が実践できるよう、地域(市町村、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等)の食育活動を支援するための食育教材の普及、人材の育成を実施する。 また、社会資源である食育応援企業の活動との連携、協力により家庭における食育の役割を推進する。	保健予防課
		元気県ぐんま21(第2次)特定給食施設等指導	給食を通じた健康づくりを目的に、保育所・幼稚園・学校等に対し、個別指導(巡回指導)や集団指導(栄養管理講習会)を実施し、栄養管理及び衛生管理の指導助言を行う。	保健予防課
		1歳児歯科相談モデル事業	1歳児は離乳や卒乳など口腔領域の悩みが多い時期であり、口腔機能の発達に合った支援等を始めるのに適切であるため、1歳児を対象にモデル的に相談事業を行う。	保健予防課
		障害児摂食・嚥下機能支援事業	重い病気や障害などにより摂食・嚥下機能の獲得や発達が遅れた障害児に対する、「食べる機能」を支援するための相談事業を実施する。	保健予防課

4本の柱	重点施策項目	事業名	事業概要	担当課
(3) 子どもの就労支援	(再掲) 就業相談・就業支援講習会(母子家庭等就業・自立支援センター事業)	ひとり親家庭の自立を支援するため、一貫した就業支援サービスを総合的に提供する。(就業相談、就業支援講習会、管内自治体・福祉事務所支援、地域生活支援)	児童福祉課	
	高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する。	児童福祉課	
	(再掲) 児童養護施設等対策	アフターケアについては、各施設が自身の施設退所者を対象に対応する。群馬県児童養護施設連絡協議会とアフターケアのあり方について対応を検討していく。 親権を行う者がいない児童等については、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をするとともに、未成年後見人の確保を図る。	児童福祉課	
	(再掲) 身元保証人確保対策事業	児童の就職等の際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険料を負担する。また、母子生活支援施設長に対し、市が同負担をした場合、損害保険料の一部を補助する。	児童福祉課	
	若者就職支援事業	県内3ヶ所の群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)において、カウンセリングから職業紹介、職場定着支援まで一貫したきめ細かな支援を実施する。	労働政策課	
	ニート自立支援	関係機関による自立支援ネットワークの下、県内2か所(前橋・太田)に設置した若者サポートステーションにおいて、ニート等の若者に対する相談・自立支援を行う。	労働政策課	
	(再掲) 高等学校中途退学者支援	群馬県子ども・若者支援協議会を介して、高等学校中途退学者に対して相談支援機関等の活用を促し、社会とのつながりが途切れないようにする。	子育て・青少年課、(教)高校教育課	
	特別支援学校職業自立推進事業	特別支援学校高等部生徒を対象とした1年生進路ガイダンスや職場体験実習、企業採用担当者学校見学会等を通じ、高等部卒業後の社会的な自立のための就労支援や生活支援の充実を図る。	(教)特別支援教育課	
	(4) 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備	(再掲) 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う。	健康福祉課
		(再掲) 生活保護	被保護児童については、課題を抱える児童について教育機関との連携を図ると共に、ケースワーカーの要保護児童連絡協議会への参加等により、児童の健全育成について関係機関との連携を図る。	健康福祉課
		(再掲) 群馬県妊産婦支援事業	心身の不調や家庭環境の問題等、特に支援を必要とする妊産婦に対し、医療機関と市町村等の関係機関が連携を図りながら支援を行う。	児童福祉課
		(再掲) 子育てこころの相談・産後うつ相談	妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みのある方、また、日頃からメンタルヘル스에不安を抱えながら子育てをする母親に対し、精神科医等による相談を実施し、母児への支援を行う。	児童福祉課
		(再掲) 妊娠出産包括支援推進	市町村と協働し、より身近な場所での妊産婦等を支える仕組みを構築するため、連絡調整会議や先行事例の情報提供等を行う。	児童福祉課
		(再掲) 望まぬ妊娠や、子育ての悩みなど、女性の各ライフステージにおける心身の健康に関する相談に幅広く応ずるための電話相談事業を行う。(公社)群馬県助産師会へ委託	児童福祉課	
		総合教育センター相談事業	生活や学習上の諸問題を解決するため、児童生徒や保護者を対象とした相談において、児童相談所等の関係機関との連携を図っている。	(教)総合教育センター
		要保護児童対策地域協議会運営研修	関係機関の連携による組織的対応が重要であることから、市町村の要保護児童対策地域協議会を対象に研修会を開催し、児童相談体制の強化を図る。	児童福祉課
		(再掲) 若者就職支援事業	県内3ヶ所の群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)において、カウンセリングから職業紹介、職場定着支援まで一貫したきめ細かな支援を実施する。	労働政策課
		(再掲) ニート自立支援	関係機関による自立支援ネットワークの下、県内2か所(前橋・太田)に設置した若者サポートステーションにおいて、ニート等の若者に対する相談・自立支援を行う。	労働政策課
(5) 支援する人員の確保等	社会的養護施設等職員配置加算	児童養護施設等において、「社会的養護の課題と将来像」に示されている職員配置を行い、入所児童への処遇体制改善を図った施設に対して、措置費を加算する。	児童福祉課	
	里親支援事業 家庭児童福祉推進	乳児院、児童養護施設に里親支援担当職員を配置する。里親の会や市町村、NPO法人等と連携し、里親制度の普及啓発に努め、里親登録者を増やすとともに里親委託率を平成41年度までに3割超とする。児童相談所職員については司法面接や子育て講座トレーナー養成などの専門研修を受講し、資質向上及び体制強化を図っていく。	児童福祉課	
	(再掲) 生活困窮者自立相談支援事業	相談支援員の養成は、当面の間、国の役割として位置付けられているが、県では、独自に相談支援員及び関係機関の職員に対して研修を実施する等、生活困窮者自立相談支援事業に従事する職員の資質向上に取り組む。	健康福祉課	
	生活保護(実施水準向上)	担当職員資質向上を目的とし、ケースワーカーその他生活保護関係職員について、新任職員研修会、担当者等研修会、就労支援員意見交換会等を実施する。	健康福祉課	
	管内自治体・福祉事務所支援(母子家庭等就業・自立支援センター事業)	母子・父子自立支援員及び自立支援員と連携する相談関係職員の資質向上を図るため、研修会を開催する。	児童福祉課	

4本の柱	重点施策項目	事業名	事業概要	担当課
	(5) 支援する人員の確保等	(再掲) 子育ての支援者研修会	各地域で子育て支援の中心となる人材の資質向上とネットワーク作りを行うための研修会を実施する。	(教) 総合教育センター
	(6) 住まいの確保	住居確保給付金	離職等により住居を喪失又はそのおそれのある方のうち、一定の資産収入に関する要件を満たしている方を対象に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する。市部は各市、町村部は県が担当する。	健康福祉課
		県営住宅子育て支援	子どもの養育の負担が大きい子育て世帯を支援するため、子育て中の世帯(13歳未満の児童と同居)に対し、小中学校に近接する県営住宅を期限付で斡旋するとともに、抽選の優遇や入居収入基準の緩和等を行う。	住宅政策課
		地域優良住宅供給促進	居住環境が良好な賃貸住宅への入居を支援するため、特定優良賃貸住宅への家賃の助成を行う。	住宅政策課
		あんしん賃貸支援事業	子育て世帯の居住の安定確保を図るため、子育て世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅に関する情報を提供するとともに、居住を支援するサービスの提供を促進する。	住宅政策課
		母子父子寡婦福祉貸付金	母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦の方などの経済的自立の支援や、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの修学や進学のための資金や、住宅の建設、補修等のための資金等12種類の貸付を行う。	児童福祉課
3 保護者に対する就労の支援	(1) 親の就労支援	(再掲) 就業相談・就業支援講習会(母子家庭等就業・自立支援センター事業)	ひとり親家庭の自立を支援するため、一貫した就業支援サービスを総合的に提供する。(就業相談、就業支援講習会、管内自治体・福祉事務所支援、地域生活支援)	児童福祉課
		高等職業訓練促進給付金等	ひとり親家庭の親が国家資格等取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を支給するとともに、修了時に修了支援給付金を支給する。	児童福祉課
		母子・父子等自立支援プログラム策定	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の希望や事情等に即した自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等と連携し就業支援を行う。	児童福祉課
		離職者等再就職訓練(委託訓練)	離職者等を対象に、民間の教育機関や企業等を活用して多様な職業能力開発の機会を提供し、早期再就職を支援する委託訓練事業において、ひとり親家庭の親の入校枠を設け、職業的自立を促進する。	産業人材育成課
		生活保護自立支援プログラム 生活保護受給者等就労自立促進事業	被保護者を対象として、福祉事務所のケースワーカーや就労(自立)支援員が自立阻害要因に対応した就労支援や他法他施策の活用による支援を行う。また、就労可能な被保護者については、ハローワークと連携し就労支援チームがプログラムに基づいた計画的な支援を行う。	健康福祉課
		(再掲) 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う。	健康福祉課
		生活困窮者認定就労訓練事業	ある程度就労の能力は持ち合わせているものの、長期に就労から離れている事等から直接一般就労が困難な方などについて、法人の自主事業として、事業所内で働く場を設けてもらう。社会福祉法人等に対して、積極的に事業に取り組んで頂けるよう働きかけを行う。	健康福祉課
		(再掲) 若者就職支援事業	県内3ヶ所の群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)において、カウンセリングから職業紹介、職場定着支援まで一貫したきめ細かな支援を実施する。	労働政策課
		(再掲) いきいきGカンパニー認証制度	育児休業制度の整備・取得促進に加え、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む県内事業所を応援する認証制度を設け、その普及を図る。	労働政策課
		群馬県シニア就業支援センター運営	中高年齢者の再就職や多様なニーズに対応した相談・情報提供から職業紹介まで、ワンストップサービスによる支援を実施する。	労働政策課
	(2) 学び直しの支援	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、就業による自立を図ること目的に資格取得を目指して講座を受講する場合、その費用の一部を支給する。	児童福祉課
		(再掲) 高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親と子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する。	児童福祉課
		(再掲) 学び直しのための支援金	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に高等学校等就学支援金の支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も卒業までの間(最長2年)就学支援金相当額を支給する。	学事法制課 (教)管理課
		生活保護(技能習得)	ひとり親家庭の親については、技能習得費の活用により就労・自立に資すると見込まれる者に対して資格取得等に係る技能習得費の支給を行ってきたが、資格取得等よりも高等学校就学がより収入増につながる就労機会確保の可能性につながると認められる場合は高等学校等就学費を支給する。	健康福祉課

4本の柱	重点施策項目	事業名	事業概要	担当課
4 経済的 支援	(1)子どものいる世帯への経済的支援	子ども医療費無料化(福祉医療費補助)	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう市町村が実施する中学校卒業までの子どもを対象とした保険医療費の自己負担分の助成に係る経費を補助する。	国保課
		(再掲)地域子ども・子育て支援事業(実費徴収に係る補給給付を行う事業)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。	子育て・青少年課
		(再掲)就学援助制度	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して市町村が必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資する。	(教)管理課
		(再掲)高等学校等就学支援金	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校等の生徒がその授業料に充てるための就学支援金を支給する。	学事法制課・(教)管理課
		(再掲)授業料減免事業補助(私立学校)	経済的理由から就学が困難な生徒等の授業料減免事業を行う学校法人に補助を行うことにより、教育費の父母負担の軽減を図る。	学事法制課
		(再掲)奨学のための給付金	すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給する。	学事法制課・(教)管理課
		(再掲)特別支援教育就学奨励費	県内公・私立特別支援学校へ就学する児童生徒の保護者が負担する経費の全部又は一部を支給し、経済的負担の軽減を図る。	(教)特別支援教育課
		生活福祉資金	生活に不安を抱えた低所得、障害者及び高齢者世帯の方に、住居の入居費や日常生活の費用、修学や進学のための資金等9種類の貸付を行う。あわせて生活困窮者自立相談支援を実施することで、経済的自立や生活意欲の向上を図り、安定した生活を送れるように支援する。	健康福祉課
		(再掲)教育文化事業団奨学金	経済的理由により修学が困難と認められる者に対し、無利子の奨学金を貸与し、修学を支援する。	(教)管理課
		(再掲)群馬県高等学校等奨学金	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な人に奨学金を貸与する。	(教)管理課
		(再掲)学び直しのための支援金	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に高等学校等就学支援金の支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も卒業までの間(最長2年)就学支援金相当額を支給する。	学事法制課 (教)管理課
		(再掲)住居確保給付金	離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に家賃相当分を給付する。県は町村部を担当する。	健康福祉課
		(再掲)地域優良住宅供給促進	居住環境が良好な賃貸住宅への入居を支援するため、特定優良賃貸住宅への家賃の助成を行う。	住宅政策課
		第3子以降3歳未満児保育料免除	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、教育、保育施設の入所児童のうち、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減するための経費を負担する。	子育て・青少年課
	市町村保育給付費負担(多子世帯、ひとり親世帯等への保育料軽減)	多子世帯、ひとり親世帯の保育料を軽減するための経費を負担する。	子育て・青少年課	
	(2)ひとり親家庭への経済的支援	母(父)子家庭等医療費補助(福祉医療費補助)	社会的・経済的に不安定な母(父)子家庭等の経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する保険医療費自己負担分の助成に係る経費を補助する。	国保課
		養育費相談(母子家庭等就業・自立支援センター事業)	養育費の専門知識を有する相談員による相談や情報提供、弁護士相談を実施する。	児童福祉課
		母子家庭等特別相談	県保健福祉事務所において、ひとり親家庭等を対象として、専門的知識を必要とする相談事項(養育費等)について、弁護士等による相談事業を実施し、問題解決を図る。	児童福祉課
		児童扶養手当	離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、生活の安定と自立促進及び児童の福祉増進を図ることを目的として支給する。	児童福祉課
		(再掲)ひとり親家庭子育て支援事業	ひとり親家庭において、一時的に子育てが困難な場合に、ファミリーサポートセンター等を利用した場合に利用料を減免する。	児童福祉課
		(再掲)母子父子寡婦福祉貸付金	母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦の方などの経済的自立の支援や、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの修学や進学のための資金や、住宅の建設、補修等のための資金等12種類の貸付を行う。	児童福祉課
		(再掲)母子家庭等自立支援給付金	ひとり親家庭の親が、就業による自立を図ることを目的に資格取得を目指して講座を受講する場合、その費用の一部を支給する。	児童福祉課
		(再掲)高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親と子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する。	児童福祉課

【群馬県内の各種相談機関一覧】

28.4.1現在

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間等
養護(虐待、経済的困窮等)・心身障害・非行・育成などの児童問題	こどもホットライン24 (中央児童相談所)	0120-783884 (フリーダイヤル) 携帯電話からは 027-263-1100	24時間365日電話対応
	中央児童相談所	027-261-1000	月～金曜 8:30～17:15(訪問相談は要予約) ※全国児童相談所共通ダイヤル 189番(いちはやく)
	中央児童相談所北部支所	0279-20-1010	
	西部児童相談所	027-322-2498	
	東部児童相談所	0276-31-3721	
乳幼児から高校生までの教育や子育てに関するあらゆる相談	子ども教育・子育て相談 (県総合教育センター)	0270-26-9200	月～金曜 9:00～17:00、第2・4土曜 9:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)
	いじめに関する緊急の相談 いじめ相談ホットライン (県総合教育センター)	0120-889756 (フリーダイヤル) 携帯電話からは 0270-20-1515	月～金曜 9:00～19:00、第2・4土曜 9:00～15:00 (祝日・年末年始を除く) ※時間外、祝日、年末年始は、こどもホットライン24(中央児童相談所)に転送されます。
不登校等の悩みを抱える青少年の自立や再学習等に関する相談・支援	青少年会館 (公益財団法人群馬県青少年育成事業団)	027-234-1131	開館時間 9:00～17:00 月曜休館(月曜日が休日の場合火曜休館)
家庭教育や子どもの問題に関する悩み	よい子のダイヤル (県生涯学習センター)	027-224-4152	火～土曜(祝日・休館日を除く) 10:30～12:30、13:30～15:30、16:30～18:30
望まない妊娠、子育て、女性の健康に関する相談	女性の健康のための電話相談	0276-37-5660	月～金曜、第2・第4土曜 13:00～16:00 (祝日・12月29日～1月3日除く)
非行少年・被害少年等のサポートに関する事	少年育成センター(県警)	027-221-1616	月～金曜 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
非行、犯罪行為、親子関係等についての悩み	法務少年支援センターぐんま(前橋少年鑑別所)	027-233-7552	月～金曜 9:00～16:00(祝日・年末年始を除く)
子どもの人権に関する事	前橋地方法務局子どもの人権110番	0120-007-110	月～金曜 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
子どもの急な病気に関する事	小児救急電話相談	#(シャープ)8000	月～土曜 18:00～翌朝8:00 日曜・祝日・年末年始 8:00～翌朝8:00
医療に関する相談	医療安全相談センター	027-221-1110 027-221-1112	月～金曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
障害者福祉全般	障害者110番	027-251-1100	月～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)(12:00～13:00を除く)
障害を理由とする差別の解消	群馬県障害者差別相談窓口	027-251-1166	月～金曜 9:00～16:30(祝日・年末年始を除く)(12:00～13:00を除く) FAX027-255-6275
ひきこもりについての悩み	ひきこもり支援センター	027-287-1121	月～金曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
発達障害に関する事	県発達障害者支援センター	027-254-5380	相談予約受付:月～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
心の悩みに関する事	県こころの健康センター	027-263-1156	月～金曜 9:00～17:00(来所相談は要予約) (祝日・年末年始を除く) Eメール kokoro@pref.gunma.lg.jp
さまざまな悩み	群馬いのちの電話	027-221-0783	毎日 9:00～24:00 第2・4金曜 24時間(9:00～翌日9:00)
	フリーダイヤル・自殺予防「いのちの電話」	0120-738-556	毎月10日 8:00～翌日8:00
多重債務など	群馬弁護士会法律相談センター	027-234-9321	相談予約受付:月～金曜 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	群馬司法書士会総合相談センター	027-221-0150	月～金曜 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)
	県消費生活センター	027-223-3001	月～金曜 9:00～17:00 土・日曜 9:00～12:00、13:00～17:00(電話相談のみ) ※いずれも祝日・年末年始を除く
	関東財務局前橋財務事務所 多重債務相談窓口	027-221-4495	月～金曜 8:30～12:00、13:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)
法的トラブル・法律問題に関する事	日本司法支援センター群馬地方事務所 (法テラス群馬)	050-3383-5399	月～金曜 9:00～17:00(民事法律相談:13:00～16:00、 情報提供業務:9:00～16:00) 犯罪被害者支援ダイヤル:0570-079714
DV等に関する相談(女性)	県女性相談センター	027-261-4466	月～金曜 9:00～20:00(年末年始を除く) 土・日曜、祝日 13:00～17:00(年末年始を除く) DV法律電話相談 水曜日 13:00～14:30
DVに関する相談(男性)	男性DV被害者相談電話	027-263-0459	毎月第2・4水曜日 14:30～16:00
女性の人権に関する相談	前橋地方法務局 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
犯罪被害	警察安全相談室	027-224-8080	#(シャープ)9110 24時間電話対応
		027-224-4356	女性相談者専用電話 月～金曜 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	公益社団法人被害者支援センター すてっぷぐんま	027-253-9991	月～金曜 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間等	
性暴力被害相談	県性暴力被害者サポートセンター「Saveぐんま」	027-329-6125	月～金曜 9:00～16:00(祝日・年末年始を除く)	
心配ごと相談	県社会福祉協議会	027-255-6032	相談予約受付: 月～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 相談日: 第2・4木曜 10:00～12:00	
若者の就労に関する悩み	ぐんま若者サポートステーション	027-233-2330	月～金曜、第2・4土曜 10:00～17:00(相談は予約制) (祝日・年末年始を除く)	
	東毛若者サポートステーション	0276-57-8222	月～金曜、第2・4土曜 10:00～17:00(相談は予約制) (祝日・年末年始を除く)	
ひとり親家庭の就業・自立・養育費などの相談	母子家庭等就業・自立支援センター	027-255-6636	月～金曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)	
労働相談	ぐんま県民労働相談センター	0120-546010	月～金曜 9:00～17:15(祝日・年末年始を除く)	
福祉の仕事に関すること	県福祉マンパワーセンター	027-255-6600	月～金曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)	
総合的な労働相談	群馬労働局 総合労働相談コーナー	027-896-4677	月～金曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)	
生活困窮に関する相談	[生活困窮者自立相談支援]		月～金曜 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)	
	町村部にお住まいの方 県社会福祉協議会生活支援課	027-212-0011	お住まいの相談窓口に御相談ください。 町村にお住まいの方については、 県社会福祉協議会生活支援課にお問い合わせください。	
	前橋市 まえばし生活自立相談センター (前橋市社会福祉課内)	027-898-6891		
	高崎市 社会福祉課生活支援担当	027-321-1302		
	桐生市 福祉課	0277-46-1111 内線271・285		
	伊勢崎市 社会福祉課	0270-27-2749		
	太田市 自立相談支援センター (太田市役所内)	0276-48-8177		
	沼田市 社会福祉課	0278-23-2111 内線77202		
	館林市 社会福祉課	0276-72-4111 内線634・674		
	渋川市 社会福祉課	0279-22-2111		
	藤岡市 福祉課	0274-25-8456		
	富岡市 福祉課	0274-62-1511		
	安中市 福祉課(生活支援相談窓口)	027-382-1111 内線1191		
	みどり市 社会福祉課	0277-76-0975		
	[生活保護相談]			月～金曜 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
	伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066		担当町村／榛東村、吉岡町、玉村町
	富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	担当町村／上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	
	吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	担当町村／中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、 高山村、東吾妻町	
	利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185	担当町村／片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	
	館林保健福祉事務所	0276-72-3230	担当町村／板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	
	前橋市福祉事務所	027-224-1111		
	高崎市福祉事務所	027-321-1111		
	桐生市福祉事務所	0277-46-1111		
	伊勢崎市福祉事務所	0270-24-5111		
	太田市福祉事務所	0276-47-1111		
	沼田市福祉事務所	0278-23-2111		
	館林市福祉事務所	0276-72-4111		
渋川市福祉事務所	0279-22-2111			
藤岡市福祉事務所	0274-40-2393			
富岡市福祉事務所	0274-62-1511			
安中市福祉事務所	027-382-1111			
みどり市福祉事務所	0277-76-2111			

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進

子どもの成長段階や世帯の状況等にあわせた多面的な支援を必要とする子どもの貧困問題に総合的にしっかりと取り組むため、生活困窮者自立相談支援窓口と児童福祉や母子保健、労働、教育委員会など関係機関との連携を強化するとともに、市町村、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関係機関等におけるネットワークを構築する取組を支援し、中長期的な視野に立って、施策の着実な推進を図ります。

また、県の広報誌やホームページ等多様な広報手段を活用し、積極的に広報・啓発活動等を行うことにより、子どもの貧困に対する県民の幅広い理解と協力を得られるように努めます。

### 2 計画の実施体制

#### (1) 計画の進捗管理

計画に基づく施策の実施状況や効果等について、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）による「PDCAサイクル」に沿って、定期的な自己評価を行います。

#### (2) 群馬県社会福祉審議会

群馬県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）は、社会福祉法及び群馬県社会福祉審議会条例に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するため設置している県の附属機関であり、社会福祉事業従事者及び学識経験者により構成されています。

本計画の策定にあたっては、審議会の意見を求めるとともに、計画策定後も進捗状況等について定期的に審議会に報告し、点検・評価を実施します。

#### (3) 計画の見直し

計画期間内であっても、社会情勢の変化による新たな課題や法令等の改正状況等を踏まえ、計画の見直しを行います。

### 3 調査研究・情報提供

#### (1) 調査研究

施策を効果的に実施し計画を推進するため、子どもの貧困の実態等に関する調査研究に取り組みます。

#### (2) 情報提供

県のホームページにより計画の評価結果や、子どもの貧困対策関連事業等について情報提供します。